

決 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

1. 開会及び延会 平成30年9月19日(水) 午前9時30分 開会
午後4時48分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	下村正樹
副委員長	西井 覚
委員	杉本訓規
〃	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	増田順弘
〃	岡本吉司

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	吉村優子
議員	吉村 始
〃	谷原一安
〃	内野悦子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二
企画部長	飯島要介
企画政策課長	高垣倫浩
総務部長	吉村雅央
生活安全課長	竹本淳逸
市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事兼 クンセンター所長	木村喜哉
市民窓口課主幹	増井朋子
保険課長	東 錦也
人権政策課長	布施憲一

環境課長	庄 田 康 則
産業観光部長	池 原 博 文
農林課長	芝 浩 文
商工観光課長	吉 田 賢 二
〃 補佐	小 滝 由 美
都市整備部長	増 井 良 之
都市計画課長	安 川 博 敏
建設課長	松 本 秀 樹
保健福祉部長	巽 重 人
〃 理事	中 井 浩 子
社会福祉課長	林 本 裕 明
子育て福祉課長	井 上 理 恵
長寿福祉課長兼	
いきいきセンター所長	森 井 敏 英
健康増進課長	岩 永 睦 治
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
教育部長	岸 本 俊 博
教育委員会理事兼	
学校教育課長	吉 川 正 人
教育総務課長	吉 井 忠
生涯学習課長	西 川 育 子
体育振興課長	白 澤 真 治
中央公民館長	油 谷 知 之
図書館長	柏 井 英 洋
新庄文化会館長兼	
當麻文化会館長	竹 内 和 代
会計管理者	門 口 昌 義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	山 岡 晋
〃	吉 留 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

認第1号 平成29年度葛城市一般会計決算の認定について

- 認第2号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成29年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成29年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成29年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

いろいろお忙しい中、連日、きょうは2日目の決算特別委員会ということで、非常に秋晴れの中でございます。決算日和と申しますか、きょうは本当に過ごしやすい1日になっております。明日はまた雨ということなのですが、それはさておいて、きょうも決算特別委員会、皆さん方の慎重審議よろしくお願い申し上げまして、開会のご挨拶にかえさせていただきます。

また、委員外議員として、谷原議員、内野議員、吉村議員、3名の議員が出席されております。よろしくお願い申し上げます。

また、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。また、委員各位におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ謹んでいただきますようお願いいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに質問者が変わるとに所属、役職名と氏名を言っていただき、そして簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、答弁者については、部長または担当課長でお願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。昨日に引き続き、3款、4款の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。それでは、昨日に続きまして質疑を行いたいと思います。

まず、69ページの児童措置費、この中で私立の保育所、それぞれ華表、浄正院、はじかみの定員につきましては、華表が200人、浄正院が120人、はじかみが100人やと思いますが、それに対して措置人数が幾らになるのか。それと、金額が出てますので、保育士それぞれ何人おられるんか。

次に、23節の償還金、利子及び割引料の中で、多分これ返還金やと思うんやけども、これ浄正院の返還金になるんか、どこの分か教えていただきたい。

それから、70ページ、保育所費、磐城第一の定員が90人、磐城第二が200、當麻第一が90、これに対して措置人数、それと保育士の人数、これだけを教えていただきたい。3つですね。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。よろしくお願いいたします。

まず、岡本委員のご質問でございます。1つ目でございます。市内私立の保育所の措置人数についてのお問いであったと思います。回答させていただきます。

平成29年度、華表、定員200名でございましたが、それに対しまして230名、浄正院ですが、定員150名に対しまして191名、はじかみ、定員120名に対しまして142名、以上でございます。

保育士の人数につきましては、資料のほうを調べますので、後ほど回答させていただきますと思います。

次に、2つ目のお問い合わせの過年度還付費の部分でございますが、2名おられまして、過誤納付還付ということでございますが……。

(「どこの部分、どう言うてんの」の声あり)

井上子育て福祉課長 失礼いたしました。岡本委員のお問いが、私ども勘違いしておったということでございます。23節の償還金のところだと思ったのでございますが、委員長、申しわけございませんが、2つ目のお問い合わせにつきまして、もう一度お尋ねさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。すいません。

下村委員長 岡本委員、悪いですけども、2つ目の質問事項をもう一度お願いします。

岡本委員 69ページの23節償還金、返還金やと思うわけやけど、1,300万円余り返還されてるわけやけど、この分については、その私立保育園の建築の助成金、国の補助金、県の補助金、それぞれ余ったというんか、余分に出たので返還しますと、そういうもんやと私は思っとるわけですけども、この分については浄正院さんの建物かということで聞かせてもらってますので、よろしくをお願いします。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 再度すいません。岡本委員のお問いに対しまして、お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、市内在住児童が入所している市内私立保育園、市外の私立保育所にそれぞれ運営費として支弁するものでございます。現在の子ども・子育て支援新制度施行に基づいた給付となっております。こちらの合計金額1,300万円について、どのような経緯で返還しているのかというお問い合わせでございました。

こちらにつきましては、まず1つ目の理由としまして、保育単価の改正を見込んでいたのですが、その改正の部分が金額的に少なかったことと、あと当初見込んでおったゼロ歳児につきまして、こちらのほうでは人数的に多く見込んでおりまして、実際はそれほどではなかったという部分と、あと保育料の徴収額を低く見積もってございましたので、その部分になっておりまして、金額的にはそれぞれ人数の見込み違いのほう約1,500万円となっておりますので、特に先ほど委員がおっしゃっていただきました部分にかかるものではありません。

その内訳については、国のほう895万6,355円、県のほう447万8,178円でございます。

次に3つ目の、公立保育所の措置についてですが、磐城第一が定員90名に対しまして79名、磐城第二が定員200名に対しまして216名、當麻第一が定員90名に対しまして83名となっております。

職員の数のお問い合わせだったのですが、公立保育所の方をまず答えさせていただきたいと思っております。平成29年ですが、正規職員が28名、うち育休が2名おられました。嘱託職員が15名、アルバイト職員が37名、うち短時間が22名おられました。合計的には80名ということでございます。

それと、先ほど、私立の先生の人数のお問い合わせだったと思うんですけど、ちょっと資料のほうが手持ちにしておりませんので、また後ほど回答させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 私、質問してんのは、結局、処置人数わかるわけやけど、その民間の保育所の保育士と公立の保育所の保育士と比較するために聞いているわけや。費用についても、民間には大きな金払うてるというのはみんな理解してるが、公立の保育所は建物も保育士も全部役所持ちや。それを聞きたいがために聞いているわけです。償還金についてはちょっと勘違いしとったけども、この大きな返還金は私立の保育所分であると回答をもらいました。人数や単価が変わったとかいう話はあるけども、やっぱりそれは県との連絡もきちっとして、例えば来年の予算、平成30年度にはどう変わりますよということをきちっと調査をして予算に反映する、これは公務員の基本やと思います。職員というのは、みんなそれぞれ一生懸命自分の持ち場を守ってやってくれてるわけやから、やっぱりこの決算に臨む姿勢として、何聞かれても、自分の課のことでいろんなこと聞かれても即答できるようになってもらわないと困るから、ずっと私、議員にならしてもらってから嫌われることばかり言うとするわけや。もっと職員しっかりしてくださいよ、きちっとやってくださいよ、それをお願いするためにこんな質問をしてるわけやけどな。手持ちないと言われりゃあ、それは今ここで議論しても仕方がないので、後でくれはったらええと思います。もう一回聞きたかったのは、いわゆる保育料の滞納がかなり前から出てきたある。保育料の滞納は今現在何ぼあるのか教えてもらいたい。私立保育園では、今までは皆、各園で保育料を徴収してた。ところがやっぱり保育園もかなんいう形で、口座振替をし、役所のほうが徴収するようになってきた。そうなってきたら、やっぱり私も一市民として甘えがある。保育所に直接払うようになってきたら持っていかなあかん。しかし、役所に払うようになったら甘えが出てくる。そやから滞納もふえてくる。その滞納に対して、職員としてどんだけ滞納整理をしに行ってるのか。これだけやない、もちろん税金もそうや、給食費もそうやと思う。水道もそうやと思うし、いろんな形で滞納が出てきている。それを各担当課でどれだけ滞納整理をされてるのか。これは入のところになんのか知らんけども、やっぱりそこらも収納課は収納課だけで集めに行くのではなく、やっぱり担当課でどんだけ努力すんねんということをしてもらいたいからこんな嫌な質問をしているので理解をしてもうたらありがたいなというふうに思います。

下村委員長 保育料の滞納とかわかりますか。

井上課長。

井上子育て福祉課長 失礼いたします。滞納部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

例年、収納率は98%前後でございまして、その残りの部分が翌年に繰り越されてるという形になっております。実際、平成30年度当初、平成29年度分を繰り越しいたしましたのが425万2,000円でございます。こちらのほうは、今後、回収に向け、私ども督促、催告、来庁要請、納付相談、それから場合によっては児童手当から徴収、もしくは私立におきましては私立のほうへ持って行かせていただいて、手渡しで保護者の方にお渡しくださいという形もとっておる中で、年々過去の分につきましては回収が進んでおります。ただ、この平成29年分につきましては、年度当初はこのような金額になったということでございまして、今現在もこちらのほうが350万円ほどになっている状況でございまして、鋭意私どもで努力をして

回収に向けて励んでいるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今お聞きしたのは、平成29年で425万2,000円というのは、これトータルですか。それとも単年度か、そのことに対して答弁願います。私が聞いてんのは、どんだけの人数に対して幾らあんなんと。単年度で400万円も保育料の滞納が出てくるということはどういうことになっているのか。今、課長が98%収納率と言うけども、それでなおかつ、こだけ残つとるといことなってきた、今言われたように、今現在350万円、半年で70万円ほど滞納整理したとしても1年でたった140万円。これ半分も回収できてない。過年度分については不納欠損したのか知らんけども、この処置して保育料を払わなかったら、真面目に払うてるもんはどないなんねん。これ、市民の税金を皆突っ込んでるわけや。みんな気持ちよう税金を納めてくれてはると思わへん。法に決まったから納めてはるわけや。それをどんどんこんなことで不納欠損したら、これ市民黙ってないと思う。子どもを育てるのは大事や。その大事というのと、やっぱりきちっと納めるものは納める、こういうことをしないと、ずるずるずるずる行って、トータルいったら滞納額は1,000万円超えんの違うんか。1年間で400万円もいったら、単純に言って3年いったら1,200万円、大きな金や。その辺全体で幾らの滞納があるのか。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 お問い合わせでございます。委員おっしゃいますように、確かに今年度は400万円ということで、翌年度平成30年に繰り越させていただいております。例年98%ぐらいだということなんですけれど、今年におきましては97.43%となっております。

それと、平成17年度から現在に致るまでの延べ件数なんですけれども、1,033件、人員にしまして113人、合計金額は1,630万5,500円となっております。こちらのほうなんですけれども、先ほどと答弁が重なるかと思いますが、今年度、半年かけて去年の分70万円回収したところでございまして、過去の古い分から督促を厳しくいたしまして回収にこちら臨んでいるところでございます。委員がおっしゃるように、こちらは全て私どもの市の皆さんに当然いただくべきものになっておりますので、今後は更に適切に回収を促進させていただいて、おっしゃっていただきますような危惧のないように心がけてやっていきたいと、取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 おはようございます。奥本です。

先日、敬老会に出ささせていただきまして、これまで旧新庄、當麻、葛城市を支えてくださった年配の方に敬意を表するというので、市として盛大に祝ってらっしゃったということを押見いたしました。

それに関連いたしまして、その敬老のところを聞かせていただきたいんです。ページ数といたしまして、63ページ、5目老人福祉費の8番報償費、敬老会記念品、敬老祝い品、同じく64ページ、同じく老人福祉費の20番扶助費、敬老年金ですけれども、この3つに絡めまして、

特に敬老年金のところ、これまでも議論はされてると思うんですけども、平成28年、平成29年、この1年間で300万円ふえております。過去もいろいろ調べましたら、何年か前にありました市民の事業仕分けのところでD判定が出ております。3月の平成30年度予算のときに、市長のほうも、これまでいろんな議論をされてるということで、ただまだ結論を見い出せないということで、引き続き検討していくということをおっしゃってました。

その後、市として、今後この問題をどういう形で進めていっていかれるのかということが1点と、それと近隣の市町村が特にこの辺についてどういう対応をされてるかというのをお聞きしたいんです。それとあと、今、団塊の世代の方が今後、先、人数が当然わかってますので、これが年を追ってどういう形でふえていくかというところ、この3点をお聞かせいただきたいと思います。

下村委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。ただいまの奥本委員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、敬老事業の祝い品の件でございます。敬老の祝い品、2つに別れておりまして、1つは明細が書かれていますのが、成果に関する報告書の20ページのところを見ていただきますと、中段に敬老事業という段がございます。この中の式典の次に、敬老祝い品という項目を設けさせてもらっておりまして、ここに米寿の方々にお祝いとしてお渡しさせていただいております、さおり織りの膝掛けをお渡しした分といたしまして、平成29年度は168人の方にお渡しさせていただいております。金額にしますと、108万5,692円となっております。それとあともう一つ、敬老の祝い品ですが、昨年度は7,201名の方に記念品としてお渡ししております。中身ですが、ライトつきの虫眼鏡を平成29年度はお渡ししました。金額は175万9,336円となっております。

以上が敬老の祝い品の内訳になります。

次に、2つ目の質問であります敬老年金でございます。先ほどご指摘のありましたように、年間300万円ずつほどの額で増加してきております。そして、私ども今後、市民判定会を受けてどういうふうにしていくかというご質問だったかと思います。これにつきましては、私どものほうでも、年齢要件などの受給資格の見直しや支給額の見直しなどの検討をしていくことが必要だと考えております。また、この事務を全て私ども手作業でやっております、システムの改修や事務量の増加なども考えまして、効果的な制度の体制を検討していきたいと考えております。

今後の増加の予想でございますが、資料を持ち合わせてないんですが、敬老年金、以前にも話し合われたとき、平成37年、2025年の方々が85歳になられる時点で1億3,000万円を超える予測額が出ておったと記憶しております。

それと、近隣の対応でございます。これにつきましても、過去、私ども調べたのですが、敬老の祝い金という形は何カ所かございましたが、敬老年金という形で年間1人頭6万円という額を支払っているという事例は見つけることができませんでした。したがって、奈良県内では確実にそういったことをしておられる自治体はございませんし、全国でも見つけ

ることができませんでした。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 今お聞きしまして、2025年の予想として1億3,000万円を超えるという形で予想されてるということですが、それとあわせて近隣ではないということ、私も実は調べたんですけども見つけ切らなくて、今、祝いをやっていると、全国で見ると、人口の少ない僻地のところで人口対策ということでされている町は幾つか見受けられましたけど、それでも金額的には非常に安いんですね。恐らく、葛城市は全国で一番お手盛りという言い方がいいのかどうか分かりませんが、なってると思います。これだけの増加が予想されてるということで、やはりどっかで何か考えないといけない。年金に関しては、規模は違うとしても、国もいい方策をどうしたらいいかということをもう何かずっと先延ばしにしてる状況でまさしく同じなんですけども、やはりこのところを切り込まない限りは、いろんな意味で税の有効活用というところは難しいかなと思いますので、そこを我々も知恵を出さないといけない立場にあると思うんですけども、やはりもう少し真剣に考えていく必要があるんじゃないかと思います。あと、市長、もし何かその後のお考えがございましたらお願いできますか。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 奥本委員のご質問に答えたいと思います。

この議論というのは、葛城市になっただけでなく、ずっとつきまとってるといえるか、検討している内容でございます。両町は平成16年10月に合併いたしました。それ以前に両町ともそれに似たシステムを持っていた。その中で、合併するに当たりまして年齢調整をしまして、若干年齢を上げていった。毎年1歳ずつ上げていったのかな、そういう作業をしたんですけども、本来、私の考え方としては、これは老人福祉に関しては、介護保険制度が導入された時点で措置から支援という言い方になるんですけども、その時点で本来は精査されるべき町独自の施策やったんやろうなという思いがあります。ただ、平成16年10月に合併いたしましたときに調整をいたしました。その時点でやはりこの制度は残すという判断を、その当時の合併協と理事者サイドでされたように記憶しております。合併いたしまして、その当時はたしか4,000万円台やったような記憶もするんですけども、それからやはり人口の構成に伴いましてふえていってるという実情でございます。

問題意識というのは必ずそこにあるわけなんですけども、これは一般質問のときにもお答えしたような記憶があるんですけども、まず無駄を行政として廃止する作業を先んじないといけない。結局、これは今現在お受け取りになっている方、それから将来お受け取りになる方に影響する話ですので、まずその方が、「いや、もうこれやったらしょうがないやろう」という認識を持っていただくまで、我が身を削る作業を先んじなければいけないという考え方でございます。当然のことながら、そういう作業に入りますと我慢していただくわけですから、もうここまで行政の中で節約しているところも一生懸命やって、もうそれではしょうがないなという、そこまでまず身を切る作業をやる必要がある。それが終わった後に初めて、それをお願いするというような形になるのかなという思いでおります。今現在お答えで

きるのはそこまででございます。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 非常に難しい問題であるのは間違いなくて、市長お一人の判断でできるものでもないと思いますので、問題意識は常に我々全員で持っていかないといけないことだと思っております。ただ、今ご答弁あったように無駄というふうに私も考えるわけじゃないんですけども、いかにご納得を得ながら市民の皆さん方がいい方向に持っていけるかということなので、引き続き私たちも考えたいので、その辺またお話できる時間を設けていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 梨本です。おはようございます。

すいません。今の答弁で、細かい数字なんですけれども、敬老年金、前年が1,244人で6,958万円、今年度が1,268人で7,200万円、約300万円ほど上がってると思うんですけども、人数的に計算すると24名で、6万円掛けても150万円弱になると思うんですけど、なぜ数字が変わってくるのかということだけ教えていただけますか。

下村委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。ただいまの梨本委員からのご質問にお答えさせていただきます。

ここに掲載させていただいております人数でございますが、年度末の該当者の人数を表記させていただいております。お渡ししている人数は、単純にこの数字を5,000円で割っていただいた人数で月数で割れば人数は変わってくるのですが、次の年度にどれぐらいの対象者がいるのかをわかっていただくという意味で、平均値ではなくて年度末人数を書かせていただいております。ちなみに、85歳以上の方々ですので、お亡くなりになっていく方の人数を差し引いていくということと、もう一つ、施設に入所されるとこの敬老年金はストップさせていただいておりますので、やはり85歳以上の方というのはそういった方々が一番多く該当してきておりますので、年度末の人数が翌年の予測として使える一番最新の人数ということで掲載させていただいているとご理解いただけたらと思います。

以上です。

下村委員長 よろしいですか。

梨本委員 はい。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 保育料の滞納の件やけども、トータルで1,630万5,000円、人数にして1,033件、平成17年から来てるわけやけど、結局、その担当課として、この1,600万円がどのような形で回収を計画されてるのか。今の話聞きますと、今の課長では、これ半年で70万円集めましたといわれますが、それでも年間140万円。そんなペースで滞納整理しても、とてもやないけど回収できない。これは平成17年からと言われてるわけやけど、税やないけど、ある程度不納欠損で落とすということではできないのか。むやみやたらに落とすともうたら困るわけやけど、

そういう措置しないと、どんどん金額ばかり膨れていってしまうので、その辺の考え方について教えていただきたいと思います。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

岡本委員がおっしゃっていただきますように、不納欠損につきましても1つの方法だということとは認識いたしております。今後につきましては、おっしゃるよう適切に対応をしまいたいと思いますので、先ほどから申し上げてる方法以外にどのような方法があるか、よく検討をして、この滞納額の減少に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 課長はそういう答弁しかでけへんと思うけども、とにかくできるだけ短期間で減らせるように努力していただきたいというふうに思います。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

梨本委員。

梨本委員 成果報告書の30ページなんですけれども、清掃費、この塵芥処理費のまず1番の可燃ごみ処理事業に関して、トータルで1億6,539万円ということなんですけれども、これ前年と比較しますと若干安くなってるわけなんです。600万円程度安くなってるんですけれども、その理由をまず1点目。

その次、2点目は、その下、資源ごみ収集事業において、こちらのほうは1億6,177万3,200円ということで、前年が1億1,300万円でしたから、約4,800万円上がってると。こちらのほうの理由も教えていただけますでしょうか。

3点目は、続いての3番の31ページ、クリーンセンター管理事業、こちらも前年に比べますと7,544万7,000円ということで、1,200万円程度上がってるところでございます。

この3つ、増減した要因をまず教えていただけますでしょうか。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部、木村でございます。

ただいまのお問い合わせでございますが、可燃ごみ処理事業でございますが、内訳といたしまして、塵芥処理に伴います委託料が主でございますが、12件分で1億6,500万円ほどになっておりますが、昨年度と金額が変わっておりますのは、この中に資源ごみ収集事業の分が入れかえになっておりまして、その分で当然、資源ごみ収集事業につきましても、これは資源ごみにつきましては、リサイクルの運転の委託料と使用済み乾電池等処理困難物処理の委託で1億6,170万円ほどになってますねけども、その分の事業分の処理費というか、この計上の仕方が違っておりましたので、その分で差異が出ているというふうになっております。

次に、クリーンセンターの管理事業費でございますが、今年の平成29年度の実績が7,500万円ほどになっておるんですけれども、この増減の主なものとして、消耗品が約570万円ふえております。あと、燃料費と光熱水費等がふえておるのが原因かなというふうに考えております。

以上でございます。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 今ご答弁いただいた内容では、ちょっと私、理解できないところが多くて、まず前年度の可燃ごみ収集と資源ごみの入れかえにより増減があったということなんですけれども、単純に入れかえだけで、前年が2億8,000万円強、今年度は3億2,000万円を超えているというところでございます。もちろん、収集形態を変えたというところはあると思うんですけれども、例えば、この処理量が大幅にふえているならば理解できるんです。ところが、処理量自体はそれほど変わってないと思うんですよ。当然、容器包装プラが今年から始まっています。というところで、その収集に関して非常に費用もかかってくるのかなと。ただ、先ほど委託料というお話をされましたけれども、この容器包装に関しては直営でやってると思うんですよ。午前中の収集の後に午後から行ってるというふう聞いておりますので、そういうことを考えると、やはりこの大幅な増減というのはちょっと理解しにくい。その前までは、新庄クリーンセンター、當麻クリーンセンターということで2つあったわけですよ。それを1つに変えてクリーンセンター、今年初めてのこの成果報告書なわけなんですけれども、1つに変えると合理化されるのかなと私は思うんです。そうあるべきだと思うんですよ。ところが、そうになってないというところに私は非常に問題を感じるんです。その理由を今、理事のほうからご説明いただきましたけれども、単純にそれだけで納得できるのかという点と、なかなか納得できない部分がございます。

もう一つ、このクリーンセンターの管理事業に関しまして、こちらも上がってるというところで、消耗品費が上がってるということなんですけれども、この消耗品費というのは一体何なのかなというのをもう一度お聞きしたいと思うんです。燃料に関しても、昨年と比べるとかなり上がってます。このクリーンセンター自体が55億円もかけた最新の設備を入れられてるわけですから、そういったところも、以前のその古い施設だといろんなものがかかってくるというのはわかります。ところが、最新の設備が1年目からどうして、特に修繕費なんかは480万円、1年目から何の修繕が起こるんですか。普通の機械の入れ替えとかでも、1年目は言ってみたら業者の保証期間ですよ。保証期間以外の何か修繕がかかっているのかというところも、あわせてもう一度お答えいただけますでしょうか。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 消耗品でございますが、排ガスをろ過するために石灰を使っておるわけでございますが、新炉の場合ですと、普通の石灰に活性炭をそこにプラスをして排ガスをろ過しているわけでございますが、その辺で一応単価的にもそこで大方倍ぐらいになっておるわけでございますが、そういうところで、年間、新炉で1回8トンぐらいの購入をするわけでございますが、年間13回ぐらい購入してその分の石灰の分が主にふえていくということと、あと、ペットボトルとか容器包装のストレッチフィルムとかフィルム袋等が、平成28年度に比べて消耗品としてはふえておる内容になっておるのかなというところでございます。

それとあと、修繕料でございますが、この修繕につきましては、主にパッカー車等、収集

等に使用しております車の車検等の修繕が主でございますが、平成28年度の修繕が880万円ほどになっておるわけでございますが、それに比べると減っているかなというふうには考えております。

以上でございます。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 パッカー車の車検等の修繕とかということであれば、まだ理解できるんです。ということは、クリーンセンター自体の修繕というのは起こってないという理解でよろしいんですか。はい、わかりました。

ただ、このクリーンセンターに関しては、お金が非常にかかる部分だと思うんですよ。今回、光熱水費で言うと、実際にほぼ庁舎であったりとかいろんな施設が、新エネルギーなんかでかなり下げられてる。その中で、どうもクリーンセンターに関しては、もちろん施設が新しいクリーンセンターになったということもあると思うんですけども、大幅に上がってるということもございます。

そういったところも含めて、このクリーンセンター、市長のほうから以前答弁の中で、全体的な見直し、3カ年の管理契約の見直しなんかもやっていただけるということを知っておりますけれども、今年それも進めていただいていると思うんですけども、その中で特に漏れないようにしっかりと、収集量に対してどれだけの金額が適正であるのかということも含めて、このものすごくお金をかけたクリーンセンターを大事に使っていただきたい。大事に使って、かつランニングコストも、イニシャルが高かったのはもうしょうがないと思っております。でも、ランニングコストもできるだけ抑えていくような、そんな施設の運営を考えていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥本委員 関連でいいですか。

下村委員長 はい。

奥本委員 ただいまの梨本委員の質問の関連で1つお願いします。

今の報告書の31ページ、クリーンセンター管理事業の燃料費なんですけども、708万円になっております。平成28年度決算で、新庄クリーンセンター、當麻クリーンセンターを合算しますと375万円となっておりますけど、かなり上がっております。この理由というのは何かということと、それと、以前、広陵町のRDF助燃剤を使うということで、コストの削減できるということを確認前の市長がおっしゃっていたような気がするんですけども、そのあたり、今、RDFはどうなっているのか。この2点お願いします。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部、木村でございます。

燃料費の決算額につきまして、平成28年度に比べてふえているということでございますが、このふえた理由といたしまして、新しい分別収集によりまして収集区域も拡大しております。クリーンセンターが新しく建った場所の関係もございまして、そういうことも含めまして、

パッカー車等の走行距離もふえているのかなというふうには考えておるところでございます。

それと、RDFでございますが、現在もRDFは広陵町から運んで、助燃剤として使用しております。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ただいまのご答弁によったら、要するにガソリン代がかかっているという認識なんですよ。こんなにふえるものなんですかね。走行距離が倍ぐらいになっているのか、よくわかりませんが、燃やすほうの純粋な焼却の燃料はそんなにふえてないんですかね。RDFの効果はどれくらいというのも今のご答弁ではわからないんですけども。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 燃料費でございますが、パッカー車の燃料が主でございますが、當麻区域のほうも容りの収集を行っておる関係もございまして、このパッカー車の燃料費がふえているというふうになっていると思います。

それと、RDFでございますが、現在も広陵町から運び入れて助燃剤として使っております。大体1回で約1トン、ほぼ毎日運んでおります。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 パッカー車がふえたと、収集回数がふえたということは理解いたしました。そのRDFの効果は、1トン投入されてるけども、投入しなかった場合に比べて、果たしてその燃料費はどれくらいのコスト減につながってるかというのは、答弁もらっておりませんが、もし回答できるのであればお願いします。

下村委員長 回答だけできますか。

阿古市長。

阿古市長 委員いろいろとご心配していただきまして、ありがとうございます。単純に燃料費のほうですけれども、これは収集を非常に分別を細かくいたしましたので、収集回数がふえてるということに大きな起因をしているところやと理解しております。

それと、光熱水費、これほとんど電気代等が結構大きいので、こちらのほうは新電力のほうで競争させてますので、さらにまた平成30年度下がる予定になっております。平成29年度もかなり下がってこの金額やという理解の仕方をお願いしたいと思います。

それと、RDFですけども、こちらのほうの導入するに当たっての考え方というのは、説明の仕方はその当時いろんな説明の仕方があったやろうと思いますけれども、あくまで広陵町の施設と循環をすることによって、国の補助金を導入するという考え方に立って導入しております。実際問題、じゃあそれが燃料費的に安くなるのかどうかということは、再度データは多分出てくるかどうかわかりませんが、そんなには変わらないだろうという理解の仕方をしております。やはり、分別することによって、非常に本来でしたら熱量として燃焼させることによれば、ある種燃料費も、燃料といいますかその経費も単価的には下げられるんですけども、やはり前例といたしまして、そういうようなものは燃やさない方向での処理

をしておりますので、やはりそれをある一定の温度まで上げるまでに、かなり維持するのに当たってその経費というものがかかっているという認識をしております。RDFの導入に当たっては、説明の仕方がその当時いろいろありましたでしょうけども、単純に重油を燃やすほうが安くつくのかどうかというのは、多分データの的にはなかなか出しにくい部分があるのかなという思いでございます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、82ページ、環境衛生費でございますけれども、13節、恐らくここに入るのかなと思うんですけども、委託料として環境検査委託料81万432円、成果報告書の29ページのところに、河川水検査、市内11カ所において検査を行ったというご報告でございます。それからもう一つは、自動車騒音常時監視面的評価委託、まずこの内容についてお尋ねをいたします。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、環境検査委託料でございますけども、それについてご説明させていただきます。中身ですけども、自動車騒音常時監視業務委託57万2,400円、河川水等検査業務委託22万320円、水質分析業務委託1万7,712円の計81万432円になります。業者に調査を委託しており、調査結果につきましては国や県に報告しております。河川の水質検査につきましては、市内11カ所を検査しております。検査箇所は、葛下川、東の川、太田川、岩谷川、熊谷川、瓦堂池、平岡地区になります突発的に発生した水質検査が脇田で1件ありました。

次に、自動車騒音常時監視業務委託に関しましては、地域の騒音状況を経年的に系統立てて監視し、都道府県が自動車騒音対策を計画的、総合的に行うための基礎資料作成のため、平成10年の騒音規制法改正時に新設されたものでございます。平成23年に成立いたしました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律により、常時監視は都道府県及び市が行う法定受託事務となりました。業務の概要は、平成22年の道路交通センサスの結果から24時間の交通量がおおむね1万台以上の路線区間に面する地域の基準点において、50メートル範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、騒音に関する環境基準に適合している戸数等の割合を算出して評価します。平成29年度は、北花内地内の国道24号線で自動車騒音の常時監視を実施し、国に報告した次第でございます。葛城市は、この路線区間として国道24号線、165号線、165号線高田バイパス、166号線、県道御所香芝線の5カ所、6ポイントが該当しております、毎年各1路線を実施していく計画でございます。

河川水質検査、自動車騒音ともに、環境基準に適合しております。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 河川の水質検査につきましては、特に道の駅等の工事で産廃等が出たと、こういう事実も

いろいろとご心配をされてる下流域の住民の方たくさんおられます。特に、関連いたします太田川の水質につきましては、下流域の方は非常に農業用水も含めて生活に関連をいたすところでございますので、特に今後、水質検査については十分な検査等で安全の確認を随時していただきたいなということをお願いをしておきたいと思っております。

それから、自動車の騒音でございますけれども、これは調査をして騒音はそんなに基準内やと、こういうお話でございました。ところが、騒音に値するのかわかりませんが、私の自宅から山麓線までは約1キロ近くあるかというふうに思います。深夜、バイクの音が頻繁にバリバリと聞こえる。恐らく、周辺の方はこの騒音に対していろいろと苦情も役所に対して入ってんの違うかなと。ところが、調査の中ではその日はたまたまバイクが走らなかったのかわかりませんが、そういうその調査日以外の日の騒音等も相当最近になって常態化して、特に曜日によってそういうものが頻繁に発生しているというふうなことも地域の方からもお伺いしております。その辺のところも、この決められた測定に基づいた検査以外に、防犯、高田警察等ともご協議をいただいて監視等も深めていただく必要があるのかと感じてますので、その辺のところのご答弁をお願い申し上げます。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

騒音とか苦情も、電話等で問い合わせが最近ではいろいろありまして、その都度警察とも連携をとらせていただきまして、現場に赴き、原因追求という形で対処させていただいております。今後とも、その方向でやらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 十分に監視等もやっていただいている、警察にもご相談をさせていただいているということでございますけれども、そういう現象にしっかり対応していただきたい。それから、先ほどの特に問題となる可能性の高い水質検査につきましても、引き続き検査報告も含めてよろしく願いしておきたいなと思っております。

それから、ここには出ておりませんが、私、一般質問でもちょっとお願いをしております。これは環境衛生費の中でそういう対象になるのかわかりませんが、非常に道路交通量が多くて、地域の生活道路の混雑等も、騒音も含めて問題になっておりますので、調査のお願いもしております。どこの部署でやっていただくかは別として、そういう渋滞調査、それからいろんな交通トラブル等の調査もよろしくあわせてお願いを申し上げたいなと思っております。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

松林委員。

松林委員 おはようございます。昨日ちょっと触れさせていただいたんですけども、私は、78ページ、4款衛生費、2目予防費、13節委託料、これ予防接種事業というところで、きのうもちょっと触れさせてはいただいたんですけども、ここに高齢者肺炎球菌予防接種委託料という

627万2,844円というところがあるんですけども、私の勉強不足かなと思うんですけども、ここに私、資料を持っておりまして、この予防接種の対象者が65歳、70歳、75歳と、もう5歳刻みになっておりまして、これは5年に1度ずつ予防接種をしなければ効果がなくなるものか。

それともう一つは、82ページの4款衛生費、7目環境衛生費、13節委託料の中で、地球温暖化対策計画策定委託料388万8,000円と、これは一体どういうふうな調査かなと。これは多分、CO₂削減のある一定の目標があって、こういう計画を策定されて調査をされておられるのではないかなと思うんですけども、この結果といたしますか、どのような効果が出ているのか、こういうようなところ、なかなか見えてこないというところですよ。

そして、もう一つは、83ページの同じく7目環境衛生費の19節新エネルギーシステム設置補助事業、これが約290万円あるんですけども、これの内訳を。この3点について、お聞かせをよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 岩永課長。

岩永健康増進課長 健康増進課の岩永でございます。私のほうから、高齢者肺炎球菌の件について回答させていただきます。

平成26年10月より、B類の疾病として定期接種になったもので、委員おっしゃるとおり、65歳以上の者で接種ということで、5歳刻みで今接種のほうをさせていただいております。平成30年度、平成31年3月末でその5歳刻みは一旦全部1周回るといいますか、5年刻みの分が次へ行ったら2周目になるという形になります。5年たつてるといことになりますねけれども、次、平成31年度からはどういうふうな方針で接種をするかというのは、まだ国のほうからも指示は出ておりませんので、この5歳刻みが継続されるかどうかというのは、まだわからない状態です。

それと、免疫について約5年ぐらいで切れるんじゃないかなというふうにおっしゃっておられますけども、この件に関してもきちんと検証はされてはいてませんが、おっしゃるとおり5年で切れるんじゃないかなというお話は出てるのは間違いありません。

以上でございます。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、地球温暖化対策計画についてでございますが、これは地球温暖化対策の促進に関する法律第21条に基づき、市町村において地方公共団体実行計画を策定するものとされています。葛城市では、平成19年3月、平成25年3月と、5年ごとに葛城市地球温暖化対策実行計画を策定し、市の日常の事務及び事業活動において発生する温室効果ガスの削減に向けて取り組んでまいりました。

本計画は、平成25年3月策定の計画が計画期間終了となったため、これまでの取り組みによる効果等を踏まえて、新たに温室効果ガスの排出量を把握し、それを抑制する活動を実施することにより、地球温暖化の抑制に寄与することを目的とし策定を行ったものです。

重点施策といたしましては、電気使用料の削減、公用車燃料使用料の削減、建築物の建設、

維持管理での削減の3つを設定しております。計画期間は、国の地球温暖化対策計画の目標年次である2030年度を見据えつつ、2018年度から2022年度までの5年間であります。

温室効果ガスの総排出量は、平成28年度時点で4,694.7トンCO₂となっておりまして、前回計画で掲げました目標の基準年である平成23年度と比較しますと38%の増加となっており、目標である3,299.9トンCO₂以下は未達成の状況です。

種類別活動項目別に見ますと、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量が大幅に増加しております。この増加については、電気使用料はほぼ横ばい微減で推移しているものの、東日本大震災発生以降、原子力発電所の長期停止、火力発電による発電量の増加などにより、電力使用による二酸化炭素排出係数が大きくなっていることが大きな要因と考えられます。

なお、平成28年度の温室ガス排出量について、電力使用による二酸化炭素排出係数が前回計画策定時と同じ値を用いて算出した場合、平成23年度の排出量と比較して5.2%の削減となっております。

続きまして、新エネルギー等システム設置補助金についてご説明させていただきます。

これは、平成26年度から開始しておる事業でございます。地球温暖化対策の推進及び温室効果ガスの削減並びに環境保全意識の高揚を図るため、太陽光発電及び燃料電池システムを設置された市民に対し、1件当たりそれぞれ5万円の補助を行う新エネルギーシステムの推進を図る事業でございます。平成29年度の補助件数といたしましては、太陽光発電が44件、燃料電池14件、合計58件でございます。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 高齢者肺炎球菌ワクチン、これは恐らく5年経てばワクチンの効果もまた減少するのではないかなというご答弁で、こういう高齢者は、5年に1度となると、今後ますます受診される方も、予防接種をされる方もまたふえてくるのではなかろうかなと、このように感じるところでございます。

そして、地球温暖化のこういうCO₂削減に向けた取り組みということで、具体的にはガソリン、燃料のエコ的なそういう取り組み、電気等々、いろいろ対策あると思うんですけども、こういう形で広くこういう目標でこういうふうな形で市は取り組んでいるということ、やはり市民の皆様にも告知をしていただきたいと思います。私も初めてこういう計画があることを知りました。

そして、新エネルギーシステム、この件につきましても、広く市民の皆様には太陽光発電、燃料電池、ここらを導入することにより、こういう補助事業もしていますよということも、広く市民の皆様には告知をしていただきますように、どうかよろしく願い申し上げます。

下村委員長 ほかに質疑も聞きたいんですが、委員会のこの進行状況がかなりおくれれておりまして、配分表でいきますと、もう7款のほうへ行ってなければいけないところなんですけども、今のところ、まだ3款、4款ということで、質疑をとめるわけじゃないんですけれども、皆さん、それを頭の中に入れてもらって、簡単明瞭な質疑で、もうできるだけ早く進んでいきたいということをお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。そしたら、簡単明瞭にいかせてもらいます。

まず、85ページの13節の委託料の犬猫死体処理委託料、これの件数というか、どういった内容でふえているのか減っているのか。そしてあと、報告書の28ページの生活衛生費、犬の登録頭数1,794頭、うち新規登録57。これも、ふえているのか減っているのかお聞きしたいのと、あと葛城市の野良犬、野良猫の状況をここで聞いていいかわからないですけど、わかる範囲で教えていただきたいです。

よろしく申し上げます。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部、木村でございます。

ただいまお問い合わせの犬猫死体処理の委託料でございますが、センターの稼働時間外に道路等に動物の死骸等があった場合に委託をしておるということでございますが、平成29年度の実績といたしましては196件でございます。決算額が378万1,000円ほどになっておりますが、平成28年度につきましては210件で約400万円ということでございますが、昨年度に比べましては若干減っているというふうになっていると思います。

以上でございます。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

犬の登録の件数でございますけども、平成29年度末で1,794頭でございます。平成28年度から比べますと34頭の減になっております。

野良犬と野良猫の状況でございますけども、問い合わせが年に何件かございまして、その対応ごとに環境課も出向かせてもらいまして対処のほうはさせていただいております。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 僕も一時期、あるところで野良猫がすごいという話を言われたことがあるんですけども、そういったところもしっかり対応していただきたいです。

ありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑ございますか。

岡本委員。

岡本委員 委員長のほうにお尋ねしますが、1つずついったら時間かかるんで、節で3つまでというわけにはあきませんか。

(「それやったら目茶目茶になります」の声あり)

下村委員長 現実に質疑をとめるわけじゃないんですけども、かなりおくれてますのでそれを頭の中に入れてもらって、省略できるものは省略して、質疑をしてください。

岡本委員。

岡本委員 84ページから85ページにかけて、塵芥処理費について質問したいと思います。平成29年に初めて新炉が開業というかされたということで、いわゆるいろいろととまどいもあるやろう

し、経験不足も出てくるやろうと思います。

そこで、いわゆる旧新庄のほうですけども、し尿が直営になって職員さんが塵芥のほうに回ったということで理解しとるわけですけども、人数調べますと、去年は職員が14人、今年29年度は20人で6人ふえたというふうな計算になると思います。そこに賃金が、去年は11人だったやつが、今年は多分4人、平成29年は4人になるのかな。そこらはどういうふうな形の中で人件費が動いてるんか。それと、やっぱりし尿の人が塵芥のほうに移って問題ないということはあれかもわからんけども、どういうような形になってんのか。

それと、今、需用費関係でいろいろ燃料費とか消耗品の関係とか言われてるわけやけど、今、前後したら悪いですけども、全体のごみの焼却の処理量、例えば今年の実績見てますと1万1,098トンが平成29年度の年間の処理ですよ。平成28年が1万1,319トン、平成28年から見たら221トン全体に処理量が減ってると。そういうことからしていって、今答弁ありましたように、消耗品、この中で石灰、活性剤、これが消耗品でかなりふえとるということになってるわけやけど、このトン数からいって本当にこの金額がふえるんかどうかということですよ。

それと、燃料費については、倍からになってきてるわけやけども、例えば助燃剤、広陵から、市長の話がありましたように広域でやってるわけやけど、この助燃剤がどのくらいの金額で入ってくるんか。例えば、重油の単価に比べて助燃剤でいったら半値になりますよと。それと、この燃料というのはずっと24時間、あるいは8時間燃やしっ放しではないと思うんですね。当初の着火というか、それだけにしか使わへんと私は思ってるわけやけども、それからしたら非常に燃料費がふえておる。そこへ向けて、その光熱水費、いろんな機械が出てますので、旧の炉よりかはそれは電気代要るかもわからん。しかし、今言われたように、電力の自由化になってきてる。これで、かなり庁舎も安くなってきてる。そんな中で、これがボーンと1,000万円弱ふえとるということになってきたら、それは機械がたくさんふえとるというのはよくわかるわけやけども、その辺の分析はされてんのか。

それから修繕料ですね。今、梨本委員から話あったように、パッカー車は何台あるんか。パッカー車の車検で本当に400何万もかかるんかどうか。恐らくほかのところは修理されたのと違うんかと私は思いますねけども、それで3点やね。とりあえず、それだけお答え願いたいと思います。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部、木村でございます。

まず、体制でございますが、平成29年度で20名で業務を行っておるわけでございますが、まず収集にかかわる人員として16名、それとあと、ピット場内の安全管理とか、あと計量で4名で、合計20名でございます。

それと、人件費の賃金でございますが、大型ごみの受付で6名がおります。それとあと収集の補助として3名をアルバイトとして雇用しております。そのあと、事務所の補助として1名、合計10名のアルバイト賃金ということになっております。

それと、RDFでございますが、RDFにつきましては費用は発生しておりませんで、袋

代、フレコンパックの費用についてはお支払いを広陵町のほうにさせていただいているというふうになっております。

あと、消耗品のほうでございますが、先ほどの梨本委員の説明のときにもありましたように、石灰の単価が約倍ほどになっておりますので、その分で消耗品がふえているのかなというふうになって、同じような答弁になりますねけども、あとフィルム関係、袋関係がふえている主な要因になっていると思います。

あと、燃料費でございますが、先ほどの答弁にもありましたように、収集区域が拡大しているというのと、走行距離と、あと助燃といいますか、旧炉の場合は重油を使用しておったのが、新しくこの新炉の場合に灯油ということで、その辺で先ほど答弁漏れにもなるんですけど、その分で燃料費も上がっておるところになっておると思います。

それと、修繕でございますが、先ほどの答弁にもありましたように、パッカー車が主になっておるかなと思いますねけども、あと場内で使っておりますフォークリフトとか、あとは重機類の修繕もそこに入ってきょうかなというふうには考えております。

それと、光熱水費の電気代でございますが、先ほど市長の答弁にあった新電力ということでしたが、新電力のほうは使っておりません。すみません。失礼しました。ただ、関西電力と契約するとき、もちろんその他の電力のほうも検討の中に入れてまして、関西電力につきましては一定の割引をさせていただいて電気代を支払っておるというふうになっております。ただ、電気代がふえてるという部分でございますが、旧センターに比べまして新しく高速破砕機や新しい分別ライン等も新設になっておりますので、その辺で電気代がふえてる。

（「ちょっと明確に、電気代と水道代やとか」の声あり）

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 電気代の明細でございますが、大体毎月平均で350万円ぐらい電気代がかかっております。あと、水道代ですが、2カ月に1回、これも約100万円程度の水道代がかかっております。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 まず、私の発言に対しまして、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。実は、クリーンセンターの電気料につきましては非常に容量が多くて、その電気の使用料が多くて、新電力を導入するに当たって既存の電気会社以外では、それに対応できないという話でございました。なかなか新電力にはシフトしにくいという結果でございます。

以上、訂正させていただきます。

下村委員長 よろしいでしょうか。今の市長の訂正。

岡本委員。

岡本委員 今、答弁をしていただきました。職員についてはスムーズに移行できたのかなというふうな感じを受けるわけですけども、ただこの賃金のところで、今、理事の答弁であれば、賃金10人というふうに答弁された。この予算から見ていって、去年は11人の人件費で3,000万円ほどになっている。今年の決算では半分で、本当に10人分かどうかということですね。それをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、消耗品、石灰が倍になったと答弁されているわけやけど、やっぱりかなりの量を使うので去年から倍になりました。そんな説明では納得ができない。例えば、Aというところから仕入れてるのであれば、例えばBのところへ交渉するとか何かしないと、言い方悪いですけども、言いなりになつとるような感じしか受け取らない。ただ単に、「倍になりました」という説明受けて、先ほど言うたように、ごみの量が変わってないのに石灰がふえるはずがない。同じようなバグフィルターつけとるし、ストーカー方式でいったら変わらん違うんかなと、単純な考え方ですよ。

その辺の話と、それから燃料費、RDFについては、フレコン、袋代というたら、何百円の話やと思います。そこへ向けて、燃料が重油から灯油に変わったとなってきたら、重油の半分とは言わへんけども、かなり単価は安くなっていると思う。そんな違いだけでこんだけの金額が倍になるのか。電気代は破砕機や、今言われたように、いろんな機械が入つとるわけやから、当然、元の設備から見たら、それは倍も3倍ぐらい機械入ってる。だから、それはわかるけども、燃料については、ましてや今の新しい炉になってきたら燃料費が下がってこなあかん。今年初めての稼働なのではっきりしたことがわからんけども、やっぱりその辺もきちっとやってもらいたい。74億円もかけてつくった新炉、かなり大きな事業費ですよ。やっぱりいろんな形の中で、今までよりか節約できると、2つのクリーンセンターを1つにした。それを市民に訴えていかなあかんのに、1つにして費用がよけかかるとなったら、市民に対して何やねんということになるので、やっぱりその辺も意識してもらいたいと思うて私は言うとするわけで、もう一遍その燃料費について、その点をもう一度分析してもらいたいというふうに思います。

それと、修繕料、パッカー車、フォークリフト、いろんなことあるやろうと思うけども、本当にほかのところを修繕しているのではないのかと私は思いますねけども、ただパッカー車は何台あるか、実働6台ぐらいしか動いてないと思います。予備が2台ぐらいあるとしたら8台、車検代が1台当たり20万かかったかて160万円です。それから見たら修繕料多いん違うんかなというふうに思いますんで、もう一度その賃金とあわせて、今の言うたことについてお答え願いたいと思います。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 人件費の内訳でございますが、平成29年度は先ほど申しましたような内訳になっておりますが、平成28年度につきましては、當麻クリーンで大型ごみの受付が2名、當麻クリーンの資源ごみ収集で5名、新庄クリーンでゴミ班として6名のアルバイトの方がおられたということで、約3,000万円の決算になっておるんかなというふうに判断しております。

あと、石灰でございますが、この新しい炉をつくるに当たりまして、普通の石灰にプラス、その活性炭というのが含まれておりまして、これがその性能を保証するためのGカルクというふうなものが入っております、単価等も上がっているということになっております。今後、これにつきましても、また納入業者とも協議をいたしまして、どういうふうな方向になるかわかりませんが、ご指摘があったということも申しました上で、また対処していき

いと考えております。

あと、今の石炭の単価がキロ56円でございます。以前が28円というふうなことでござっております。

それと、燃料費でございますが、やはり考えているところによりますと、新しい分別の収集によりまして収集区域がふえているのと、あと全体的なパッカー車の市内を走る走行距離がふえてるというふうなことで、それが主にふえているのかなというふうには判断しております。

あと、修繕でございますが、やはり新しい収集がふえたことによりまして、パッカー車自体のその稼働する時間も、平成28年度に比べて時間的にも確かにふえているところもでございます。実働、稼働時間がふえているのと、やはりある程度年式も古くなっているところもでございます。そういうふうなところで塵芥にかかわる自動車の修繕費というようなことで、修繕費がふえている、ほかの修繕、例えば焼却炉とかは担保期間中でございますので、そういうふうなことは発生しておりません。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 いろいろと説明してもらいました。しつこく言うわけじゃないですけども、あまりにも今年の平成29年度の賃金が平成28年度の半分になって人数は去年と比べて今年多いということになっているので聞かせてもらいました。それから、石灰については直接契約してんのか、それとも川崎技研が中へ入ってんのか、そこらは私わからんけども、やっぱりこういう大きな事業となってきたら、ようけ使うたら安くなる、それはこの原理が働かんのかわからんけども、やっぱりそういうことも考えながらきちっとやってもらいたい。そういうことだけお願いしたいと思います。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

梨本委員。

梨本委員 すいません。時間もございませんので簡潔に。85ページ、2目塵芥処理費の13節委託料なんですけれども、一般廃棄物収集運搬業務委託料、これが4,852万円。これが、去年の平成28年度より100万円アップしているということで、このアップした理由をお聞かせいただけますでしょうか。

あと、一般廃棄物処理委託料、これは今年度183万5,000円と、前年に比べると非常に下がって、前年が約490万円ということですから、これは下がってるということで、これは何か理由があったのかということをお聞かせいただけますか。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 木村でございます。

ただいまのお尋ねの一般廃棄物収集運搬委託が平成28年度と比べまして100万円ふえてるということでございますが、平成29年度から新庄と當麻と統一したカレンダーにて収集を行っているところでございますが、それに伴いまして今、當麻区域は委託しておりますが、それに伴いまして祝日の収集が新しいカレンダーによりましてふえたために、15日ほどになる

うかなと思いますねけども、その分が100万円というふうになったと考えております。

それと、一般廃棄物処理委託費でございますが、平成28年度が約490万円で平成29年度が180万円程度になっておりますねけども、主な内容といたしましては、その選定枝や処理困難物等を処理委託というふうな形になっておりますが、平成28年度につきましては、新庄クリーンセンターの焼却炉がとまっている間に、大和高田市のほうに委託をした部分が約400万円程度でございます。そのために、約490万円という金額になっておるところでございます。以上でございます。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 よくわかりました。

當麻の分の休日収集がふえたということなんですけども、これは本当に住民のサービスの向上とのバランスもあると思うんですけども、できるだけコストに関しては、量がふえてないんであれば、ちょっとシビアに行動していただけたらなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 この塵埃の関係で、先ほど言いましたように、処理料、昨年が1万1,319トン、今年が1万1,018トン、これに対して、フェニックスへ運搬した残灰何トンが処理されたのかということですね。

それから今、分別収集をかなり細こうされてるというふうに思うんですね。ところが、このごみの焼却量から見たら、220トンぐらいしか昨年から見て減ってない。こんだけ分別収集をやかましく言うて、缶やビンはこの中に入っておりませんが、ポリとか燃えるごみ、それがそういうふうに分けてきた。軽いので重量が出ないのかも知らんけども、そこらの効果あまり表れていないというふうに思うのと、こんだけの費用をかけながら、廃棄物等処理手数料、その分が、去年は6,314万円、平成29年は4,881万8,000円しかない。何でこのぐらい歳入が減るのか。歳出だけどんどんどんどんふえていく、歳入が減ってくる、分別収集することによって、そういう鉄系とか、ペットボトルとか、お金になるもんがどんどん減ってきている、そこらがちょっと私理解できませんので、なぜそうなるんか説明を願いたいというふうに思います。

先ほど、梨本委員が聞かれた一般廃棄物収集運搬業務、これは合特法に基づく処理費ですやろう。6人來てる。この合特法というのは、ある程度業者と話し合いをしてきていることやから、今言われたように、祝日の収集がふえたからそれは当然かもわからんけども、そこらをきちっと詰めていかないと、過去の歴史を知らないと上がっていく可能性がある。だから、その辺をきちっと過去の歴史を調べて、あかんもんはあかん、ええもんはええ、そのようにしないと、金額が徐々に3年に一遍ずつふえてきとる。やっぱりそういうこともきちっとやってほしい。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 木村でございます。

フェニックスに運搬しております焼却灰でございますが、平成29年度では1,509トンというふうになっております。それと、一般廃棄物処理委託が28年度に比べて100万円ふえております。平成29年度が4,852万円と、平成30年度も一応平成29年度と同額で4,852万円の契約をさせていただいてお願いをしているところでございます。合特法の絡みもございますが、今後もその辺のことはよく検討して、そういう業者と協議をしていきたいと思っております。

それと、廃棄物処理手数料のほうでございますが、平成28年度に比べて約1,500万円減っておるわけでございますが、やはり大きいところが許可業者の分が、平成28年度が3,820トンの持ち込みがあったのが、平成29年度は約2,970トンと、そういうように減っておりますので、それが主な原因になろうかなというふうに考えております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員、簡単明瞭にお願いします。

岡本委員 今、ごみの焼却灰1,509トンと答弁されましたが、灰以外はフェニックスに持って行かないわけかいな。

それと、単価的に運賃はトン6,400円、あるいは契約は4,536円か、それで計算したらええわけ。こっちの大阪湾のフェニックスは9,072円で、同じ1,500トンで計算したら金額が合うてくると、こういうことやんな。単純計算したら、総ごみの量と、大体13%が灰になるわけか。炉が新しなって13%、古かっても13%ということになるわけか。

それと、その処理量やけど、去年は他業者3,820トン、今年2,970トンということやけど、単純にこれだけではいかへんの違うん。というのは直営で収集してる分もある。例えば大型ごみとか、いろんな形の中で直営分はあまり関係がない。許可事業者分で影響出ている、こういうことですか。やっぱり先ほど言うたように、やっぱり収入も考えてやっていかないと、クリーンセンターで大きな収入と言えは廃棄物処理手数料ですので、その辺をきちっとしてもらいたいということだけお願いしておきます。

下村委員長 ほかの方、質疑ございませんね。

岡本委員。

岡本委員 それから、86ページ、し尿の関係ですけども、し尿の汲み取り業務委託料、これが前年の3倍になつとるということやから、成果説明書でトータルの件数は書いてあるけど、新庄と當麻と分けての件数は何ぼになるのか、ということは、いわゆる當麻で去年までは630万円ほどのこの委託料が、いきなり新庄分が業者委託になったら3倍になっているのかどうかということと、私も去年の条例改正のときちょっとうっかりしとったんで言われへんけども、結局、汲み取り料は市のほうで徴収するというふうになって浄化槽は直接業者が徴収することになった。合併後はその安いほうに合わすということで年間200万円余り、當麻の浄化槽の人らに助成金を出してた。今は1つになったら、新庄の人らに浄化槽の手数料払うのが1.5倍お金払う。間違うとったら言うてくださいよ。そうなつとる。その辺の考え方。

直営から委託にして、仕事もやってもうてる。いきなり何で3倍になんねやということです。それと、葛城広域の負担金から見て、平成28年から平成29年になって、処理量401.9

キロに減ってる。処理量が減って、委託料3倍になってる。その辺がどういうふうな計算をされるんかということですね。それと、需用費の修繕料150万円支出されている。この修繕料は中継槽の修繕しかないやろうと思います。去年も、180万2,700円執行されてる。その辺がどうなっているのか。この葛城広域については環境課やと思うけども、今年条例改正になっていった。いわゆる広域に支払う負担金、処理量が減ったら当然負担金も減ってくる。しかし、計算式は変わるとははずやと思うから、その辺の見込みとして、平成30年はまだ決算してないんでわからんけども、例えば平成31年から、今の平成29年の量に置きかえたとしたら、どのくらいの予測で下がっていくんか、もしわかったらそれも教えてもらいたいというふうに思います。

下村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部、木村でございます。

し尿の処理の委託料でございますが、平成28年度と平成29年度を比べますと約3倍になっておりますが、浄化槽の汲み取りの件数でございますが、平成28年度は當麻地域で約100件ということになっております。平成29年度にそこに新庄区域約300戸が乗ってきまして、1,630万円というふうな金額になっておるところでございます。

それと、浄化槽の汲み取りにつきましては、直接大和清掃に申し込んでいただくわけでございます。平成29年度当初につきましては、やはりその新庄区域の方からの金額が上がったという話はあったわけでございますが、それまでに案内文書等を出させていただいておりますが、当初はそういう苦情もありましたが、徐々にそういう話もなくなって、今現在、平成30年度につきましては、そういう話は今はもうほぼないような状況でございます。

それと、修繕でございますが、委員おっしゃりますように、中継基地の脱臭機の修繕及び脱臭機のフィルターの交換、そういうのが主になっておるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

葛城清掃事務組合の規約の変更による分担金の件ですが、葛城市の分担金のほうですけども、平成28年度では1億6,357万4,000円、平成29年度で1億2,192万6,000円、平成30年度は予算で9,061万1,000円を見ております。この平成30年度の分担金を変更後の割合で算定しますと8,670万5,000円となり、390万6,000円の減となります。平成31年度、概算でございますけども、8,620万5,000円で、平成30年度から比較しますと440万6,000円の減となります。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、浄化槽の汲み取りが、旧の當麻が100件、新庄が300件ふえて400件になったから3倍やと、こういう計算になってこの金額が出てきたと、こういうことやねけども、前々から問題になってる上下水道との関係、それから浄化槽の関係、前々からこの件数が合わないの住宅地図に落として、汲み取りの家、浄化槽の家を色分けをしてきちっと戸数を確認してもらってると思うわけやけど、それは今言われたように、細かい数字は別として、本当に浄化

槽の件数がトータルが400件かということで、この処理量が、いわゆるその浄化槽が入っていないのでわからんけども、結局、今の平成29年度2,664キロとなってるわけやけど、例えばこのときに、今言われた400件の浄化槽での処理量は何キロというのはわかりますか。今のところではわからんですか。それをきちっとしておかないと、どうも汲み取る量と緑樹園の処理する量が本来は合わなあかと私は思うてるわけやけど、それがきちっと合うてるかどうかいうチェックも、私は必要じゃないかなというふうに思いますので、今後、それもきちっとやってもらえるということをお願いをしておきたいのと、浄化槽の汲み取り料、初めはいろんな苦情があったけども今は何もないということですが、合併したときは旧の當麻地域の方に220万円から230万円助成してた。今、委託料で一本化された時に、旧の新庄地区の方には何もありませんねん。こんでええんかどうかということです。答えられないのであればそれでよいですが。

下村委員長 答えられないということで、岡本委員、ご了解をお願いしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 地域循環型の関係で、新庄クリーンの跡地の状況を、今どうなっているのかだけ聞かせてほしいと思います。我々聞いているのは、何かかわりの施設を建てるということは聞いたわけやけど、いまだに草が生えたままで置いてあるので、どういうふうになっているのかだけ聞かせてもらいたいと思います。

下村委員長 松村部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

笛堂の旧クリーンセンターの跡地でございますけれども、取り壊しをさせていただいた後、やはり全体で約6,000平方メートルございますので、その土地に係る水が寄る部分がございます。その部分に、土でございますけれども、一時水を集めるための池的なものをつくりまして、そこから水を徐々に流せるようにということをしておるわけでございます。その後の計画につきましては、厚生文教常任委員会の中でもお話しさせていただきましたけれども、地域計画を昨年、年度末に環境省のほうには計画変更をさせていただきながら、次のストックヤードという形の施設を、予算要求させていただきながら、今、笛堂のほうにはこういう建物を建てていきたいということでの説明をして、今現在、設計を発注しながら、進んでいるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、説明を受けたわけやけども、今は設計してると、こういうことやけど、地元とは解決はできてるわけやんな。ということは、設計はどんどん進んでるけども、例えば奈良市やないけども、地元とうまくいかないとなったら無駄になってしまうから、地元と話できているのであればそれで問題はないと思いますが、今、平成30年9月ですので、この予算を繰り越しができるということになっておりますが、繰り越して、平成31年末には大体市が思うとるような建物が建つという解釈でよいわけですね。

下村委員長 松村部長。

松村市民生活部長 ただいまのご質問でございます。設計のほうでございますけれども、笛堂のほうには役員会への説明、それと区民を対象にした説明という形で2度ほど行かせていただきました。その中で、役員会のほうからは、おおむねこれで了解をしますというようなご返事もいただいております。その中で、まだやっぱり建物につきましては、うちのイメージの形でしか一旦はお見せいたしておりません。それはもう当然予算段階のものでございます。場所につきましては、この場所に建てたい、この場所に駐車場、この場所に物置をつくりたいというようなことも、場所については説明させていただいております。ほぼ大きさのほうも説明させていただいております。しかしながら、区分けをしてどういう形で部屋を持ちたいというところまでは説明できておりませんので、概略でありますけれども、建物に関しては了解いただいているというふうに思っております。最終、詳細な設計ができた段階で役員には、最終こういう形でいきますということをもう一度示しながら、工事のほうに入っていきたいというふうに考えておるのが現状でございます。今、委員ご質問のとおり、平成30年度が決算もできておりません。繰り越しという話は、環境省との協議の中ではできますよということまでは聞いておりますので、できれば平成31年度半ばぐらいまでには完成したいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 いろいろ地元も詰めていただいておりますので、地元と円満にできるように努力願いたいというふうに思います。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、3款民生費、4款衛生費の質疑を終結いたします。

次に、5款農林商工費及び6款土木費の説明を求めます。

門口会計管理者 それでは、5款、6款の説明をさせていただきます。決算書の87ページをお開きください。

5款農林商工費につきましては、全体といたしまして4億3,616万8,381円でございます。また、4,459万760円を繰り越しいたします。

1項1目農業委員会費につきましては999万5,385円でございます。主なものといたしましては、1節報酬773万5,573円でございます。

めくっていただきまして、2目農業総務費につきましては5,902万9,799円でございます。

3目農業振興費につきましては8,959万5,558円でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費4,662万3,600円、19節負担金補助及び交付金3,867万6,281円でございます。

めくっていただきまして、4目経営所得安定対策事業費につきましては893万7,135円でございます。主なものといたしましては、8節報償費360万円、19節負担金補助及び交付金376万6,209円でございます。

5目畜産業費につきましては54万9,301円でございます。主なものといたしましては、19

節負担金補助及び交付金38万9,000円でございます。

6目農地費につきましては2,581万9,377円でございます。また、2,459万760円を繰り越しでございます。めくっていただきまして、15節工事請負費1,020万9,240円でございます。

7目休養センター管理費につきましては363万564円でございます。主なものといたしましては、11節需用費125万3,363円でございます。

8目地籍調査費につきましては41万7,396円でございます。

9目有線放送維持管理費につきましては376万1,102円でございます。主なものといたしましては、14節使用料及び賃借料312万576円でございます。

10目団体営土地改良事業費につきましては1億3,842万4,315円でございます。また、2,000万円を繰り越しいたします。めくっていただきまして、主なものといたしまして、13節委託料3,150万3,600円、また15節工事請負費6,758万9,640円、19節負担金補助及び交付金1,734万5,334円、23節償還金、利子及び割引料1,311万696円でございます。

2項林業費、1目林業振興費につきましては893万7,336円でございます。主なものといたしましては、13節委託料468万5,400円でございます。

3項1目商工振興費につきましては3,804万1,052円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金1,707万4,218円でございます。

めくっていただきまして、2目観光費につきましては3,298万8,716円でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費346万7,880円、19節負担金補助及び交付金975万6,360円でございます。

3目相撲館費につきましては1,604万1,345円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、11節需用費277万2,632円でございます。

続きまして、6款のほうへ移らせていただきます。6款土木費につきましては、全体といたしまして19億8,038万9,145円の支出でございます。また、継続費逡次繰越6億6,819万875円、繰越明許費3億3,861万8,000円でございます。

1項1目土木総務費につきましては4,893万545円でございます。主なものといたしましては、13節委託料410万4,466円、19節負担金補助及び交付金428万8,520円でございます。

2項1目道路橋りょう維持費につきましては1,839万5,045円でございます。また、160万円を繰り越しいたします。めくっていただきまして、主なものといたしまして、15節工事請負費1,536万3,972円。

2目道路新設改良費につきましては1億5,099万1,836円でございます。また、1,774万8,000円を繰り越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料1,246万9,436円、15節工事請負費1億860万8,040円でございます。

3目尺土駅前周辺整備事業費につきましては1億4,573万9,787円でございます。また、1億1,751万9,000円を繰り越しいたします。主なものといたしましては、15節工事請負費8,310万4,920円、17節公有財産購入費763万6,160円でございます。

めくっていただきまして、4目国鉄・坊城線整備事業費につきましては2億3,956万4,877円でございます。また、継続費逡次繰越6億6,819万875円、繰越明許費1億1,277万1,000円

を繰り越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料1億7,888万8,560円、17節公有財産購入費2,727万8,335円でございます。

5目社会資本道路改良交付金事業費につきましては、15節工事請負費9,609万6,840円で、繰越明許費8,302万円を繰り越しいたします。

6目地域連携推進事業費につきましては、13節委託料、15節工事請負費合わせまして3,144万9,600円でございます。

7目地域活性化事業費につきましては、15節工事請負費、23節償還金、利子及び割引料合わせまして2億8,327万5,910円でございます。

3項1目河川総務費につきましては35万6,000円でございます。

めくっていただきまして、2目流域対策施設整備事業費につきましては、15節工事請負費1,439万6,000円でございます。

4項1目都市計画総務費につきましては6,577万9,605円でございます。主なものといたしましては、13節委託料958万465円でございます。

2目公共下水道費につきましては、28節繰出金7億4,600万円でございます。

3目公園管理費につきましては8,245万8,404円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては13節委託料5,321万1,972円でございます。

4目吸収源対策公園緑化事業費につきましては5,303万4,288円でございます。また、596万円を繰り越しいたします。主なものといたしましては、15節工事請負費4,170万5,280円でございます。

5目街路事業費につきましては217万9,632円でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費194万3,006円でございます。

5項1目住宅管理費につきましては174万416円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、13節委託料124万7,236円でございます。

以上をもちまして、5款、6款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま門口会計管理者から、5款農林商工費及び6款土木費の説明がございました。

これに対する質疑は午後から行いたいと思いますので、よろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中、5款農林商工費及び6款土木費の説明がございましたけれども、この件について質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

梨本委員。

梨本委員 90ページ、5款農林商工費、3目農業振興費の経営体育成交付金事業補助金、これ300万

円なんですけれども、これはどういう内容のものなのかということをお教えいただけますでしょうか。それが1点です。その下の日本型直接支払制度、資源向上活動等補助金、こちらのほうも予算が2,162万8,000円計上されていたと思うんですけれども、執行が1,700万円ということで、この差の理由もあわせてお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの経営体育成支援事業につきまして、本事業は適切な人、ひと・農地プランを作成した地域の中心経営体に対して、農業用機械等の導入を支援する目的で実施されているものでございまして、融資主体型でありましては、特殊所得に要します経費から融資等の額を引いた自己負担額について助成いたします。上限は、取得の10分の3でありまして、金額にすると300万円が上限となっております。

次に、日本型直接支払制度資源向上活動補助金のことでございます。予算と決算額の差につきましては、これは当初予算から減っているのは、加守地区が平成28年度で解散したということと、あと補助に対する単価が下がったということでございます。

以上でございます。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 この経営体育成交付金事業補助金、これは単費なのか、補助事業なんですか。またこの、去年の実績どんなもんなのかなということをお聞きさせていただけますでしょうか。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。

昨年度の実績ですけれども、2件ありまして、合計が1,173万3,061円となっております。そのうちの国費が300万円の補助という形になっております。

内容は、イチゴの栽培システム、これの施工費と、それとパイプハウスの施工費が事業の内容となっております。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、89ページ、農林振興費なんですけれども、この負担金補助及び交付金の中の大和平野土地改良区負担金115万8,890円、それと大和平野土地改良区賦課金に係る補助金、これは関連してるわけやけども、この改良区の負担金の面積と、それからこの賦課金に係る補助金の負担金の面積、この面積が当初予算ではかなり違うように思うわけやけども、当初予算の面積と実績、それから90ページに当たるんか、同じ負担金やけども、担い手の関係で、経営強化支援事業補助金240万円、これ3月補正をして、今、未執行、上がってないのと、それから今、梨本委員が聞かれた経営体育成交付金事業、この分については平成29年度補助金が廃止になったあると聞いてるわけやけど、それがどういうことかということ、先ほど言われた日本型で17カ大字、10協議会、これが加守が減ったあるということは16カ大字になるのか。

それと、単価の減ということやけど、430万円にしては大き過ぎるん違うんかなと。多分、加守地区で2事業やって百二、三十万ぐらいかな。それで大きな違いがあるので、ダブリますけども、教えていただきたいと思います。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、大和平野土地改良区負担金でございます。予算額としましては、5,870アール掛ける200円の117万4,000円、それと実績でございますけども、5,794.5アール掛ける200円で115万8,890円となっております。

それと、大和平野土地改良区賦課金のほうですけども、これは予算額としましては533ヘクタールの5,200円の30%としまして、831万5,000円です。

それと、実績ですけども、518.77ヘクタールで、補助金が808万9,932円となっております。それから、経営体育成支援事業でございます。それが廃止にはなっておりません。

それと、日本型直接支払交付金制度でございます。これは、加守地区は丸々なくなっておりますけども、各地区に対しても面積は減っておりますので減少となっております。

以上でございます。

(「担い手は」の声あり)

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 すいません。240万円の補正をさせていただいた分ですけども、国のほうの審査が通りませんでして、今回執行していないということでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、答弁いただきました。この大和平野にかかわって、改良区の負担金と各農家に対する補助金、全く同じ面積にならなあかんの、何でこのくらい大きな開きがあるのか。例えば、大和平野の台帳をそのまま使うてますという答えになるのか、そこらをなぜそんな大きな、61丁ほどの差が出てきたある。前からずっとこれやってきたあるので、なかなか修正がでへんねんと思うわけやけども、前回のときも言うたと思うんやけど、やっぱり個人から、今で1反5,400円負担してる、それに対して市から補助をいただてる、これ1反当たり1,560円かね、補助金はその3分の1やからな。そんだけ負担してもうてるわけや。それと、また市は市で大和平野に対して負担している。それはイコールでなかったらあかんということを前から言うてるわけやけど、61丁と言え、かなり大きな1カ大字の面積ほどの金額が出ている。

それがなぜそうなるんかということと、先ほど言うた担い手の関係、まだまだ3月に補正をして、1カ月もしないうちに、「あきませんでしてん」と、どういう内容で補正をされたのか。本当にそれでええのかどうか。やっぱり必要やから3月であっても補正される、それに対して「国の補助に採択されませんでした」、という考え方。

それから、日本型直接支払交付金、この補助単価が変わった。また面積が変わったということやけども、これについて私も一般質問させてもらったわけやけど、副市長にもお願いした。

それで、6月の一般質問以降から、この16カ大字、10協議会、きちっと調べていただいたんか。あるいは今、加守地区の問題が出てますけども、きちっと精査をされたんか。

それと、経営体育成の件は、たしか平成29年補助金カットなったん違うのか、いけるのか。平成30年もいけるのか。間違ってたんか。わかりました。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの岡本委員のご質問でございます。まず、大和平野、この面積の違いでございますが、要は属地と属人の違いでございます。ですから、葛城市で御所市に持っておられる場合は属地扱いになって対象となり、逆に葛城市で持って御所市に持つる属人の場合はかからないという形になって、今の面積の違いにつきましては、属人と属地の違いという形の中で、この大和平野の賦課対応について、補助金対応についてはそのとおりになりますので、この約60ヘクタールの違いという形が出ております。

それと、経営体育成の考え方でございます。240万円自体、補正で上げさせていただいたんですけれども、国等のほうの協議の中で、急遽3月いっぱいにとりあえず予算だけ上げてくれということになりました。そこから予算だけは確保したんですけれども、国との協議の中で、この経営体育成についてはご存じやと思いますねけれども、農家の方々からたくさん要望も上がっておりまして、ポイント制となっておりますので、それ以降、国のほうで審査された結果におきまして、うちのほうから申請したものが乗らなかったという結果になりまして、補正予算を上げさせていただいたんですけれども執行ができない状態になりました。

それと、日本型直接支払の加守地区の件でございます。この件につきましては、加守地域資源保全チームのほうと、あれ以降協議もさせていただいて、内容等については今精査をしているところでございます。それと、残り11協議会につきましても、今まで出てきた実績報告の再度確認をしているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、大和平野については属地属人の話が今初めて出たわけやけど、属地属人で61丁も差があるということやねんな。これも、疑うわけやないけど、一遍大和平野と詰めていただいて、本当にこんだけの差があるんかどうか、もう一遍確認をしていただいたらというふうに思います。

それとこの大和平野のところで、大方14丁ほど賦課金が減っている。それに対して、農業委員会の転用が農地以外のところに転用されて、その面積との差がかなり大きいんではないかなというふうに思いますねけど、それも一緒に、どういうふうなことになっとなのか、関連があるので調べてもらいたいというふうに思います。

その担い手の関係については、今、部長おっしゃいましたけども、それは国から言われたんか知らんけども、やっぱり3月に補正をして、「国の補助が通らんかった」、ちょっとこの答弁は、議会として、補正を認めて、決算になったら、「いやいや、あれ通りませんでした」て、ちょっとこれは今後注意してもらいたいと思います。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 今の3月補正でさせていただいた件ですけれども、この件については、岡本委員が指摘されたように国のほうから3月補正で必ずかけてくれと、そうしないことには申請の舞台に乗らないということになりました。それで結果的にあかんというのは、国に対して、このことについて話を入れたところでございます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 奥本でございます。

89ページの3目農業振興費、13節委託料と15節工事請負費なんですけども、予算のほうにこの2つがないんですけども、この内容だけ何か教えてください。

次に、92ページ、7目休養センター管理費のところの11需用費の修繕料、これが予算5万円に対して決算額が15万円となっている。この平成30年度の予算のときに雨漏り修理ということで大きな工事費がたしか計上されてるんですけど、この平成29年度の修繕費というのは何を指すのか、この2点お願いします。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、農業振興費の委託料ですけども、この中に指定管理委託料162万5,000円と設計等委託料、これ繰り越しの委託料ですけども、これは15節の工事請負費と関連します4,662万3,600円の工事請負費、これが繰り越しの事業ですけども、當麻の家のトイレの改修工事でございます、これの工事管理委託ということで73万4,292円を執行させていただいております。

次に、休養センター管理費の修繕料でございます。15万2,221円執行させていただいておりますけども、これは去年の台風のときに消防の関係の設備が破損いたしまして、それに対する修繕料となっております。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 先ほど言えばよかったんですけど、當麻の家の休養センターのところなんですけども、こちらの成果報告の33ページに、休養センター管理費のところの1番、農業者健康管理休養センター利用状況として、利用件数252件、利用者数2,253人とあるんですけども、最初ふれあい広場のことかなと思ったんですけど、それがこう書いてあるんですけど、この休養センターは今たしか休業中のはずなので、この2,253人というのはどこでどういう方が使って、何に使ってらっしゃるんでしょうか。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。

成果報告の農業者管理休養センター利用状況でございます。これは、竹内の太鼓のメンバーが利用しております。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 私から、96ページの2目の18節の報償費の観光アドバイザー会議委員報償費13万2,060円とあるんですけど、これどういったメンバーで何人ぐらいの方がおられて、どんなことをされて、あとどういった成果、どういったことを話し合われてるのかを教えてくださいたいのと、89ページの3目の19節の一番下の、4Hクラブ、僕ちょっと調べたんですけど、何かよくわからなかったの、これも教えていただきたいです。

よろしく申し上げます。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光の池原でございます。

先ほど、奥本委員の、當麻温泉の利用状況ですねけれども、芝課長のうから竹内の太鼓というお話があったんですけども、竹内の白鳳座が使っていただいております。

以上です。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問の、観光アドバイザー会議についてご説明させていただきます。

観光アドバイザー会議ですが、平成29年は1回開催をしております。外部委員10名で、その日の出席者が5名、オブザーバー2名、観光協会3名が出席をしております、観光アドバイザー会議のメンバーですが、委員長に大阪観光局理事長の溝畑宏さん、副委員長に葛城市長の阿古市長、委員に尾登誠一さん、こちらは元東京芸術大学美術学部の教授でございます。他委員に、宅清光さん、環境エネルギーコンサルタントで、委員のシェリー山口さん、番組のプロデューサーです。委員に、中井政嗣様、千房株式会社代表取締役社長、委員に山本雅弘様、毎日放送の相談役の最高顧問です。委員に、乾龍介様、朝日放送コンプライアンス室顧問、同じく委員として玉置泰紀様、株式会社角川ウォーカー総編集長、同じく委員で高木正年様、葛城市商工会会長、同じく委員で川中光教さん、當麻寺奥の院の住職となっております。

以上でございます。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

農業振興費の負担金補助及び交付金、4Hクラブの補助金でございます。これは、若手の農業者の方が組織を組まれまして活動されております。10人ほどの若手の農業者が在籍されております。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 観光アドバイザー会議の内容というか、成果というか、どんなことを話し合われてどんなことをしていこうとしているのか、ちょっとお教えいただきたいです。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 観光アドバイザー会議の内容でございます。昨年度開催しました会議によってアドバイスいただいている内容のほうを説明させていただきます。

その中身としましては、1つとして、外国人観光客はほとんどの人がSNSを判断材料にしていると、SNSやメディアを積極的に活用していったらどうかということと、またインスタのユーザーが増加していると、インスタ映えのできる場所をつくり活用すること。また、多言語表示、Wi-Fi、また動線が重要であり、できるだけ長い時間滞在することを目指す。そして、相撲館の特徴であります女性が土俵に上げられることや、また相撲教室、また相撲体験できることは葛城市の強みであって、また人材の高齢化対策として相撲甚句、それの人材育成システムを構築すること。また、相撲館に食をプラスするため、當麻寺での精進料理やちゃんこ鍋を検討すること。また、今後宿泊のほうも重要になってくるということで、契約民家や長屋を利用した民泊を検討することなど、いろいろなアドバイスをその会議でいただいているところです。

以上でございます。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 ただいまの補足のほうをさせていただきたいと思います。去年12月にさせていただいた結果におきまして、相撲館の前におきましてインスタ映えという言葉が出たんですけども、インスタ映えするということで、相撲館の前に相撲の土俵を、写真のとりやすいところをさせていただいております。これにつきましては大変好評で、たくさんの方がこの場において写真をとったり、それから以後、見学がふえてきております。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 まず、91ページ、5目畜産費でございます。19節負担金補助及び交付金で養鶏組合が消えております。これ、解散されたとか、どういう理由でこの不用額10万円の発生が起きたのか、理由をお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、92ページ、農地費、19節負担金補助及び交付金の土地改良事業補助金260万6,000円でございます。成果表のところにも、5カ大字が行った土地改良事業に対して補助を交付したと、こういうふうになっております。ただ、当初予算800万円に対する260万円の執行ということでございます。予算を組みながら、減った理由、その辺のところをお尋ねいたしたいと思います。

それから、3点目でございます。94ページ、団体営土地改良事業費の13節委託料でございます。これも、成果表の33ページのところに繰越明許ということで委託料の内容について上げていただいている中の、市内9カ所ため池詳細調査となっております。この内容についてお尋ねをいたします。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、畜産費の養鶏組合の補助金でございます。平成29年度は養鶏組合自体が活動されておらず、金銭の出入りがなかったということで、今回支出をしておりません。

それと、農地費の土地改良事業助成金でございます。これは、毎年予算は800万円組んでおられまして、今回260万6,000円という支出でございましたけれども、平成29年度はそういう申し込みが少なくなっておりまして、今回この執行額となっております。

それと、団体営土地改良事業費の委託料の詳細調査です。詳細調査の内容でございますが、大堀池、山田下池、赤池、山口大池、南良池、立石池、南今市新池、八川新池、藤の木池と、この池に対して調査をさせていただいております。詳細調査というのは、平成25年度にため池の一斉点検というのをやっております。そのときの追加調査というふうな形で、今回詳細な調査をさせていただいております。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 まず、養鶏組合については活動実態がなかったと、こういうことでございました。これは、養鶏組合自体がご辞退されたのか、いろんな資料提出、補助金や助成金を支払うに当たって根拠となる総会資料等を提出していただいた際に、そういうことで執行しなかったということか、どちらかですね。

私、懸念するのは、こういったように養鶏組合のように、どちらかが言ったんかは知りませんが、恐らく私の想像によりますと、養鶏組合が辞退するというので、向こう側から助成をお断りになったというふうな推測をいたします。逆に、そういう実態がなかったとしても、慣例に従って各種団体が活動されているされておらないにかかわらず支出をされておるといふような懸念もあります。私が言いたいのは、そういうふうな補助金の支出に当たっては総会資料等の提出であったり会計報告であったりというふうなことは求めるべきであると思っておりますので、ご答弁またよろしくお願いたします。

それから、2番目の土地改良事業補助金の800万円に対する260万円については、申し込みが少ないということ。これは例年そういう傾向にあるのか、800万円必要やという予算要求を予算で獲得されたんですから、やっぱりそれはそれなりに、それであれば減額を予算の段階ですとか、その辺のできるだけ不用額の発生しないような予算要求を当初からしていただくべきではないかなというふうに思います。

それから、ため池、団体営の委託料でございますけれども、ため池の一斉点検を以前にやったということでございます。これ先日、奈良新聞でしたか、載っておりました。葛城市9カ所のため池の点検をやったと。全国で1万1,362カ所、奈良県で1,100何カ所、目的は防災重点ため池という名目で、下流域に住宅や公共施設等があり、施設というのは池が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池についての調査やと、こういうことであります。

先ほど、9カ所のため池を点検というか、重点に置かれた、重点ため池に指定をされたんですかね。その辺、もう一度お聞かせを願いたいんですけども、私が言いたいのは、こう

いう状況ではないかどうかの点検は、できるだけ市内のため池の一斉点検をやって、この9カ所だけのため池を重点的にやるということなんか、先ほど言われたように、以前に全部やって9カ所が危ないという指定で、今後これを重点的に管理するというふうに進んできたんか。もう最初からこの9カ所を選定、何かの判断で9カ所を選ばれたんか、それをもう一度お聞きしたい。私が懸念するのは、それ以外の懸念されるような、ここに書いてますように、下流域に住宅や公共施設等があって危険性を伴うおそれのあるため池というのはたくさんあると思うんです。その辺のところは、いや点検してるけども安全でしたということであれば、それで結構なんですけども、それもう一度お願いします。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

先に、養鶏組合の件、お話をさせていただきたいと思います。養鶏組合につきましては、増田委員言われましたように、養鶏組合のほうと協議させていただいた中で、養鶏組合のほうからご辞退させていただきたいという形になりました。また、各種団体、葛城市としまして10の養鶏組合も入れまして農業団体に助成させていただいておりますけれども、申請時におきまして、前年の活動状況、また通帳等を全部確認した中で、その事業内容について指導等もしながら事業の執行していただいている状態でございます。

以上でございます。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、土地改良事業助成金ですけども、これは平成29年度は約260万円ぐらいの支出だったんですけども、その前の年はもうほとんど予算額の全額を支出しております。たまたま平成29年度は支出は少なかったんですけども、毎年結構要望もありますし、大字のほうですぐに対応できるということで、予算はこれからも計上させていただきたいと考えております。

それと、詳細点検の件ですけども、ため池の一斉点検はもう全市内にある池を調査しております。その後、引き続いて詳しく点検する必要がある池ということで、平成29年度以前から幾つか池の調査は始めております。

それと、防災重点ため池というのが、市内は16カ所、今挙げております。その16カ所以外にも、これから再調査なりいたしまして、上げるべきものは上げていくというふうには考えております。

それと、8月に奈良新聞に載ったその調査の件ですけども、市内134のため池を調査しております。その中では特に問題はないということで、県のほうにも報告しております。

以上でございます。

(「耐震調査との関係」の声あり)

芝農林課長 詳細点検は、耐震調査とは関係はございません。それと、防災重点ため池ですけども、これの位置づけですけども、これは堤高が10メートル以上、または貯水量が1万トン以上、それと下流域に公共施設なり民家があるようなため池、それを市のほうで定めるといふような形になっております。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 こういう団体の補助金につきましては、先ほど部長のほうからご答弁ございましたように、その活動等をチェックといいますか、確認をしていただいた上で執行していただくということが望ましいかなというふうに思います。

それから、土地改良については、例年700万円前後の執行があるということで、たまたま平成29年度は少なかったと、こういうふうにご理解をさせていただきました。

それから、ため池については、ここで言う詳細調査というものと私がいろいろとお聞きをした防災重点ため池とは別物やということで答弁をもらいました。

ここに私の資料を見てますと、耐震の調査とか、それから豪雨に対する調査とか、それからハザードマップの公表作成とか、こういうふうなことを進めながら、ため池に対するため池からの被害を防ぐ国の施策であると、こういうふうなことでございます。

各大字については、高齢化もあって非常にこのため池の維持管理についてはご苦勞をかけております。もう住民が協働で出合いで草刈りをする、それから日ごろの水の点検をすとかいうのも非常にご苦勞されて、もうこれあと10年したらこの池の管理でけへんの違うかというぐらい、各大字が非常に負担になってる。一方では、非常にリスクが逆に村にあって、これ水漏れしたらどうしようとか、決壊したらどうしようとかという、非常にリスクも背負っておられるというふうな問題もございます。一方では、このため池によって火災のときの緊急の水利に利用できるとか、当然、農業用水ですので、農業用としての利活用も十分されると。プラス、市長が申されてるように、大和川流域の調整池としての機能も今後は十分果たせるような、非常に多方面での利用価値効果が今後も期待できるというふうなこともございます。

ただ、先ほど申し上げてますように、非常にこの管理についてご苦勞されておるというふうなことで、市からこのため池管理についての助成をしろとは言いませんけど、実態は非常に管理面で厳しいと、条件のいいところはちょっと造成して、どこかの業者さんに倉庫として貸すとかというふうな利用価値もあるかとは思いますが、ほとんどが大きな負担になっておるという実態でございますので、今後そういう防災利用等が可能であれば、そういうふうなことも含めて、人の連携というようなことも考えといていただけたらなというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 90ページ、償還金、利子及び割引料、この部分について返還金という形で30万円乗っておるわけやけど、どこの大字の分か。それから、全体事業費が幾らあってこんだけの金額が返還されたのかいうことを、内容をお聞かせいただきたいとします。

それから、92ページ、農地費の工事請負費2,400万円繰り越しされてるわけやけど、ほとんど終わってるんやないかなと思いますが、今現在のところどのぐらい工事が進捗されてい

るのか、それから93ページ、以前から言うてますように、8目の地籍調査費、実際、この地籍調査、いわゆる国土調査法に基づいた調査をやってるわけやけど、合併前からもうこの事業というのはされてないと思います。當麻地区のほうは山林をされていたというふうに聞いてますけども、恐らくそんな近々のところまではされてなかったん違うんかな。その地籍調査費、なぜ地籍調査費の目を起こして予算をここで53万円執行されているわけですが、以前は、この地籍調査で車を購入したということで、この目は廃止でけへんというふうなことも聞いたこともあるわけやけど、車購入されて5年以上はたつとるわけやから、本当にこの目を起こさなあかんのか。もし、この地籍調査という名前を使う予算執行する場合は何があるといえ、いわゆる負担金補助及び交付金のところの国土調査推進協議会負担金1万5,000円と、この協議会はまだ残ってると思うんですけども、このぐらいが実際に執行されるべきものであれば、農業総務か何かのところでは予算措置ができるん違うんかと思います。今すぐにこれ廃止せえと、そんなことを言っているではありません。だから、平成30年も予算通つとるわけやから、平成31年からこの目は廃止するという形に言われるんなら、そういう方向でも結構やと思うんですけど、その辺の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、日本型直接支払交付金の返還金でございます。これは、加守地区が平成28年度で完了しておりますので、これに対する返還金となっております。加守地区の全体の事業費といたしましては、153万1,680円です。このうち2分の1が国費事業、4分の1が県費、残りの4分の1が市費となっております。

次に、農地費の繰り越し事業でございます。これは全て完了しております。

それから、地籍調査費でございます。これも地籍調査自体は今休止中ではございますけども、まだ山林部が旧新庄地区と加守地区がまだできておりませんので、予算の科目としては残すべきであるかなというふうには考えております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 まず、その償還金の関係ですけども、153万1,680円の事業費に対して30万円執行されてるということは、123万1,000円ほど執行されてるわけやけども、これが問題になってるようになり、きちっと領収書もつけて全てチェックした中で、なおかつ不用額が出たということで返還されてるのか、そこらをきちっとしておかないと、やっぱり今後いろんな形で、今精査中と言われているわけやけど、きちっとそれをやってほしいというふうに思うわけで、この大きな150万円というような金額が入ってんのは知らなかったけども、かなり大きな面積も広い大字であるというふうに私も思っておりますので、そこらはきちっとされてるということだったらあれやけども、その点だけは念をついときたいというふうに思います。

今、農地費、あえて繰り越しを聞きました。芝課長から、もう終わってるということですので、繰り越しであってももう9月ですので、当然終わってるのかなというふうには思っております。

それと、地籍調査について、まだ残っていることやけども、実質はもう事業されてないということやと思うんで、とりあえず1つのきりとして精算をする。新たに事業をやっていくというのであれば、新たに目を起こしていくというふうな方法にされたらどうか。私、理事者側と違いますんで、そんな指示は出せませんので、考え方としてそういうふうにされたらどうか。ということで、前回は前々回も質問させていただきました。

それと聞くわけやけども、いわゆる車も償却年数というんか、おそらく済んでると思うんですが、その点、聞かせていただいたらなというふうに思います。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。よろしく申し上げます。

ただいま、岡本委員のご質問のありました加守地区の返還金の関係です。これにつきましては、平成28年度いっぱい事業の執行は終わりました、それにつきましてはの領収関係、実績関係全部確認した中におきまして、この返還金というのは捻出させていただきました。

それと、地籍調査費の件でございます。前々から岡本委員のほうからそういう形でいろいろご提案いただいておりますけれども、近年、国のほうが森林法の改正がちょっとかかってきておりまして、森林の地籍につきまして取扱いが前向いていくという形が国のほうの動きがありますので、それも見据えた中で、今のご提案もまた考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 いろいろ考え方があると思いますけども、いろんな形の中でよく吟味をして実行していただいたらなというふうに思います。

下村委員長 ほかに質疑ですが、かなりおくれておりますので、質疑、答弁とも簡単明瞭にお願いしたいと思います。

奥本委員。

奥本委員 1件質問いたします。97ページ、2目観光費、19節負担金補助及び交付金の県ビジターズビューロー負担金と県インバウンド促進協議会分担金なんですけども、調べましたら、ビジターズビューローというのは一般財団法人で、設置目的がインバウンドの観光客を集客して、各市町村に紹介するということです。となると、この目的が非常に似通っていると、ほぼ同じところに別の団体にこのお金を出してるという形になります。ビジターズビューローというのも、一般財団法人でありながら、実態は県知事がトップにあって、奈良市長、橿原市長とか入ってる団体なんですけども、言ってみれば、そこにお金を出す必要性はあるのかどうか。

というのはこの2月に中国の修学旅行生が来たときに、ビジターズビューローを通じて相撲館のほうの利用を打診されてきました。そのときに、相撲館の利用料が本来ならたしか入館料が300円だったんですよ。大人300円、子どもが150円、ところが、ビジターズビューロー経由でいったら、何か特別の催しが入ってるんかもしれませんが、1人子どもで1,500円の請求をされたということで、結局そのビジターズビューローを断念して直接商工

観光課のほうで対応していただいたわけなんですけども、そのビジターズビューローに頼んでも、実際にどういうわけでその料金が高くなるのかわかりませんが、実際使ってもらえないと、そこに入ってお客さん紹介してもらっても意味がないので、この出費というか支出が果たして妥当かどうかの判断、これは誰に聞いていいかわかりませんが、もしお答えいただけるのであればお願いしたいと思います。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。よろしくお願いします。

まず、奈良県ビジターズビューローの内容について、説明のほうを少しさせていただきたいと思います。一般財団法人奈良県ビジターズビューローは、奈良県が出資のもと、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により、県経済の発展を図ることを目的として設立された一般財団法人です。

具体的には、外国人向け旅行商品コンテンツの造成、海外におけるプロモーション、ファムトリップの実施、着地型旅行商品の企画、造成、マスメディアへの情報発信、観光事業従事者への人材確保及び資質向上のための事業等を行っております。

葛城市におきましては、インバウンドの事業として相撲館のインバウンドツアーということで、ビジターズビューローの商品として来ていただいています。そういった関係で、いろいろな情報であったり、誘客であったりということで、ビジターズビューローとの関係をしているわけです。

中国からのお客さんということで、相撲館自体の入館料は300円ですが、その他の経費としてビジターズビューローの商品となれば計上される場合があるということで、直接来られるかビジターズビューローを通じるかということでの違いがあるかと思います。

以上でございます。

下村委員長 小滝課長補佐。

小滝商工観光課長補佐 失礼いたします。商工観光課の小滝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、奥本委員からのご質問の中に、入館料の件があったかと思えます。その件で少し補足をさせていただきたいと思えます。奥本委員が2月に中国の修学旅行の団体ということで招待いただきましてこちらに来ていただいた際には、入館料というのをもちろんお支払いいただいております。ビジターズビューローからツアーを通じてこちらに来ていただく際には、これは観光協会のほうの事業になるんですけれども、90分1つのプログラムということでパックを組ませていただいております。1つの料金、相撲館を1階貸し切りとさせていただいておりますので、特別感を出させていただきまして、90分に限っては甚句さんの甚句から、相撲の所作なりの説明、相撲の体験というのをいろいろ体験していただく90分のプログラムに対しまして、ビューローさんから9万円お支払いをいただいております。ですので、人数によりましては、お一人当たりお支払いいただく料金単価というのは変わってくるかと思えますけれども、その辺の点でちょっと取扱いが変わるということでご理解いただきたいと思います。

れから5,000円掛ける3名の44カ大字ですか。何か聞いてると、かぶってないのかなというか、削れるところないのかなというふうに思ったりするのがまず1点です。

それと、生産調整地域のほうなんですけれども、口座の届出の自覚がなかった方もいらっしやったということで、今度からきちっと、ちゃんと口座の提供があった方のみということなんですけれども、それによって不利益といいますか、そういったことに関して苦情を言うてこられることとかなないのかなと。少しその点が心配になったので、その辺がなかったのかということだけちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 現地調査の確認手当として、現在、支部長に1万円掛ける44地区、またそれにお手伝いいただいている方については1人5,000円という形で協力いただいておりますけれども、これにつきましては、かぶってるというよりも、これにつきましては転作は7月に行ってるんですけれども、それについての労務費としてお支払いをさせていただいているもので、毎年の農業経営化推進委員の手当とかぶってるものではございません。

それと、生産調整の分でございます。これにつきましては、国の補助金も同じような形で来ておりますので、そういった形の中に合わさせていただいたのと、それと各経営化推進委員の支部長会議におきまして、この点についてはシビアに申し立てを入れているところでございますので、そういったお話は聞いておりません。何人かの方は、どういう形になったのかという問い合わせはありました。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。

先ほどの口座の件ですけれども、それはこちらから1度その本人さんに連絡をさせていただいておりますので、それでも出てこなかったということで、納得されてると思います。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 ちょっと質問させてもらうわけですが、地籍調査のことについて、たしか10年前ぐらいでしたか、加守地区の地籍調査は染野地域との境界があるということで、立ち会いもさせてもうたということを記憶してるわけです。もう約10年間とまったままやということで、だんだん山の持ち主が高齢化して、また境界をよく知ってた年寄りが亡くなっている。そういう中で、山の持ち主が自分の山がどこがあるのかわからなくなっている。當麻では加守だけが残ってる。新庄のほうもそのような話を聞くわけです。これ、する気があるのかないか、その辺ははっきりして、やっぱり同じような形で自分の山はどこやとわかるような形が国土法に基づいての国調ということで、本当にやる気があるのかないか。やる気があっても、確かに職員さんも大変と思います。現状、山の境界自身がわかりにくくなっているというような状況から、余計境界明示をすること自身が大変ということもわかるわけですけど、やはり大変やからというてそのまま放っとくと、余計わからなくなるという悪循環になってくるように思います。どういように将来的に考えておられるか、ちょっと答弁お願いしたいと

思います。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいま、西井委員のご質問のありました地籍調査の今後の考え方でございます。特に、加守地域につきましては、言われたように10年ほど前に山の地籍調査をという形ですのかお話をさせていただいたと思いますが、そのときに山の持ち主、またその当時の山師のほうともお話をさせていただいた中で、高齢な中で、ちょっと山自体がもうわかりにくくなるということで、地籍につきましてはそういった委員会もつくっていただいた中でしていただくという形になりますので、なかなか加守地区とそのときにお話しさせていただいたのは、そういった組織が今はしんどいということでお話しさせていただいたのを覚えております。

それと、現在、加守地区だけではないんですけれども、新庄地区の山につきましても、森林組合のほうで、任意でわかる部分だけは、境界明示まではできませんが、各自が持っておられる山自体を確認できる部分だけは森林組合のほうで確認していただいている部分もございます。ですから、今後、地籍自体も先ほど申しましたように、森林法が今変わりつつありますので、それがどういった形の中で変わるかによっても変わってくると思いますので、そういったことも踏まえまして、今後、地籍のあり方については今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 今、答弁あったように、新庄のほうでは森林組合がやっておられるというのは私も聞いておるわけですが、森林組合は法的な拘束力はない。その辺で森林組合が結果を出してくれやったことについて認定する形をとるとかいうことで進めていくべきである。山の場合、農地の場合でも自分とこの土地がわからなくなるような時代になってきてますので、やっぱり国土保全という形も含めたら、やはりその辺きちっと精査しとくべき問題ではないかと思っておりますので、どうかよろしく願います。将来的にはどうかして解決していこうという意識を持ってもらいたいということでございます。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 94ページ、団体営土地改良事業です。まず、この団体営土地改良事業、平成28年から平成29年に繰り越しされてる8,100万円、内訳については委託料2,430万円、工事請負費5,670万円、これで8,100万円繰り越しされて、トータル6,658万円執行されてる。1,442万円不用額というふうになってるわけやけど、この不用額の原因、いつも同じことを聞くわけやけど、国に対してこんだけ必要ですよという形で承認をいただいて、結局、結果的に金余りました。後で建設課、かなりありますので、同じことを聞いていくわけですけども、その辺の農林の考え方。

それから、先ほど、増田委員の質問にありましたように、このため池の関係ですけども、

今、134カ所調査したとか言われてるわけやけど、いわゆる防災の関係で調査されたということですね。今年の県の条例ですか、この10月から防災関係でため池を用途変更する場合は、廃止届と申しますか、それもこの月中に出さなきゃいかんとか、いろんなことが言われてるわけで、その辺のことについて一緒に教えていただきたい。というのは、一応今増田委員も言われたように、池が非常に老朽化して困っておる。大きなお金をかけていかならん。池を、もしほかの目的に転用する場合について、その辺のことも一緒に教えてもらいたいというふうに思います。

それと、先ほどと同じように、委託料2,000万円、これ繰り越しされてるわけやけど、恐らくこれも事業が完了してると思いますので、それも含めて答弁願います。

それと、負担金補助及び交付金で、6月議会に分水の脱退金、登記の金で43万8,000円必要ということでわざわざ補正をしたのに、今、決算見たら未執行になってると。これも先ほどと同じように、わざわざ補正までして予算をつけながら、決算見たら執行されていない。この辺がどういう考えになってるんか、ちょっと教えていただきたいと思います。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、団体営土地改良事業費の繰り越しで不用額が1,400万円ほど出てるということですけども、これは請負残でございます。請負残で1,400万円という金額が出ております。

それと、ため池の廃止届の件です。これは、平成30年10月に届出の内容が変更になるんですけども、これは1,000平方メートル以上のため池を廃止する場合、10月以降、かわりの貯水量を設けるだけの調整池なりを設けてくださいよという義務づけになります。その辺が今までの届出との違いでございます。

それと、委託料の2,000万円の繰り越しですけども、これは年度末の補正の分の繰り越しでございます。まだ完了はしておりません。

それと、分水の脱退金の補正での計上ですけども、これも事業がおくれておりまして、今回不用にさせていただいたという形になっております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今の繰り越しのことで、さらっと「入札差金です」と言われたわけやけど、実質そうか知らんけども、いつも言うように、国に対してこんだけ要るんやということを申請をして繰り越ししてるわけやから、こんな大きな金額を残すと、恐らく契約差金でこんな大きな金額出えへんやろうと。繰り越し金額が8,000万円、委託料含めて1割削っても800万円。そやから疑うわけではありませんが、その辺をきちっとやっておかないと、どうも葛城市、県から見た場合、あまりええように思われてない。これから質問する建設課、毎年繰り越しばかりやってる。まして、農林も繰り越しやってきたら、県との信頼関係というのは薄れてくるん違うかなと、それを心配するので言うてるわけで、結果的に終わった事業については仕方ないということかもわからんけども、やっぱりきちっとすべきはやってもらいたいということと、それからため池の話、今、課長のほう話あった1,000平方メートルを超えるため

池を廃止しようとしたら、そのかわりの調整池をつくらなあかん。調整池をようつくらんかったら、「それはだめですよ」と、こういう解釈になるんか。もう一遍それだけちょっと教えてほしいと思います。

それと、先ほどと同じように、補正までして登記しますと、それで脱退金が必要ということで、それを6月に補正して「できませんでした」、ちょっとそれは言い方悪いけど、やっぱり議員に対して補正予算通してもうて、それはいろいろ都合あると思うけども、やっぱりそういうことは謹んでもらわんと、議員も一生懸命審議をしながら、これは必要やということ認めていった、それが結果的に決算になったら「もう要りませんでしてん」と、ちょっとこれはあまりにひどい。その辺は気をつけてもらいたいと思います。

ため池の分だけ、もう一遍お願いしておきます。

下村委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。

ため池自体が保水機能も持っておりますんで、ちょっと詳しく調べないとわからないんですが、廃止することによって下流域に被害をもたらすいうふうな可能性もございますんで、それはつくらなければならないと思います。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今ここで即答できないのは、それはもうよくわかっておりますので、きちっと詳しく調べていただきたい。もし廃止をして、かわりをつくれと言われたら、なかなか大きな敷地が必要となるので、とてもやないけど調整池は簡単に掘れるもんやない。もうそれであかんとなったら、用途変更でけへんということになるんで、ちょっと詳しく調べといてもらいたいというふうに思います。

下村委員長 時間的なこともありまして、ちょっと休憩をしたいと思うんですけども、まだ委員の皆さんの5款の農林商工費で質疑はあると思うんですけども、できればここで5款のほうだけこれで終了させていただいて、休憩後は6款土木費ということで進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

下村委員長 それでは暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時21分

再 開 午後2時30分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど申しましたように、6款土木費から質疑を始めたいと思います。質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、100ページ、道路橋りょう費の関係ですけども、この成果説明書を見ると、工事請負費で1,500万円使うてるわけやけど、いわゆる草刈りが大半のように思うし、この草刈りの中で葛城川西側新村地区と記載されているが、葛城川西側に新村地区はないわけやけど

ど、私の区は一銭も金かけてもうたことない。全て新村区で堤防を皆刈らしてもうてる。それだけを頭に置いてほしい。

それと、今言われてるこの道路維持費、市道の草刈り、これどこへ発注されているのか知らんけど、かなりの金額が全くの単独で、財政厳しい中で工事請負費だけで1,700万円もほとんど草刈りになつるとということになってきたら、非常にウエートが大きい。以前はシルバーさんをお願いしておった。これを業者に発注すると、シルバーをお願いするよりも3倍、4倍の費用がかかってくるということで、平成29年は済んでしもうたわけやから、平成30年もうほとんど済んでるんかな。やっぱり平成31年からでもその辺をよう考えないと、この道路維持、本来の道路維持というのは、読んで字のごとく道路の維持やから、穴ぼこがあいたとかそんなことやから、そんな大きな金額は要らないと思うわけやけど、その辺も改めてもらいたいというふうに思います。

それと、その補償補てん賠償金32万4,000円出たあるということは、何かこの交通事故か何かがあつて支出されたかどうかということですね。

それと、道路新設改良費、これもほとんど単独ですよ。それで、繰り越しをされてるわけやけども、これで繰り越しをして測量、あるいは工事という形でされてるわけやけども、繰り越した中で残金が残っている。それと、問題の公有財産購入費、今大きく問題にされてる、農林であれば土地は無償提供やと、これが基本やと言われてる。建設課は有償で、農林は無償、そんな定義がどこにあるのか教えてもらいたいのと、公有財産購入費2,400万円、大きな金額が支出されてる、この成果表見てたら、場所はわかりませんが、當麻地区で2,000万円、八川で2,240万円、かなりの大きな面積になってくる。それと、この中で2,485万5,000円ですか、用地が執行されてるわけやけども、役務費の予算がないのにこの用地購入の単価はどういうふうにして決められたんか。今こんだけ問題になつるとるわけですよ。

下村委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。よろしく申し上げます。

まず、葛城川西側線ほかの報告書の中での「新村ほか」というのを訂正させていただきたいと思います。「笛堂新町地区」でお願いしたいと思います。

それで、維持修繕工事でございますが、工事の内容といたしましては、当然、道路の維持工事であったり、水路の工事であったり、草刈り等でございます。大半が草刈りで占めていると言われておりますが、約半分ぐらいが草刈りとなっております。草刈りの発注ですが、造園業者に発注をさせていただいておるわけでございます。なぜシルバーに出してないかといいますと、市道でありますので比較的に交通量が多い市道での高齢者の草刈りということで、その辺を考慮いたしまして危険と判断して造園業者に発注しているところでございます。

賠償金につきましては、道路の維持管理上の問題で事故が起こりまして、その分に対しての賠償金でございます。

用地購入費につきましては、八川地区となっておりますが、尺土駅前事業におきまして、土地開発公社で先行買収した部分の買い戻しをさせていただいております。それと、當麻駅から當麻庁舎に向かっての一部細い区間がございますが、その部分で協力をいただいて、用

地買収をしたところでございます。市道に関しましては、当然地元からの要望でありましたら用地は協力していただいておりますが、ああいう場所でございますので、更地になった時点で地権者のほうからそういう声をいただいたということで、必要ではないかということで購入させていただいております。

単価につきましては、評価額をもとに実勢価格を出しまして、それで交渉させていただいております。

以上です。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 道路維持で草刈りの話も出たわけやけど、結局、即答できないのか知らんけども、例えば業者の関係があるのか知らんけども、できるだけ費用を節約する意味でシルバーにしますというような答えが返ってこなかったということで、その辺もう一度考えてほしいと思うのと、やはりその道路新設改良についても、當麻、場所どこか知りませんが、地元から言われたら無償ですよ、役所から行ったら有償ですよ。これも基本的におかしな話です。今でも地元要望があっても、舗装1つにしたかて基準があるはずや。例えば、幅員が4メートル50なかったら舗装しません。では、どうしたらできんねん、道路広げてください、基準があったはずや。ところが、今は、ある年はそんな基準関係なしにされている。3年前、八川で2メートル土地買って、2メートルの道路が新設されている。真面目に頼んでるところはでけへん、力のあるところはやっていく、こんな道路行政では、本当に葛城市としてやっていけるのか。今の阿古市長になってからそんなことしていると言っているのと違いまんねで。しかし、市長がかわっても何年も勤めた職員はその癖がついて、基準があるにもかかわらず、力のあるところから言われたら用地買収するが、そうでなければ用地は無償しかできませんと言う。

それと、今答弁されたように用地買収において、私も急ぐときは小さい金額であれば評価額を基準に買収したことがあるが、基本は役務費で土地の鑑定を出して買収するのが基本やと思います。それと、公有財産購入費を当初予算から組んであるということは、やはり役務費で鑑定料を組む、これは一対もんや。少なくともそういう配慮をした予算組みをしてもらいたい。

それと、さっき聞き洩らしたけども、道路新設改良の補償補てん90万円、これも予算9月に補正しながら、先ほどの農林課と一緒に未執行。これ聞き忘れたけども、今ちょっと追加でその辺の回答もお願いをしたいと思います。

それからもう1点、西辻の道路改良、これも地元要望ですが、用地買収全額してあるので、それも含めてわかってたら答えてほしいと思います。もし答えられへんのやったらええけども、そういうようなこともしてあるということを入れてほしい。

下村委員長 松本課長。

松本建設課長 90万円の補償補てんの未執行の分でございますが、事業者のほうから移転費の要望がございまして、当初道路改良におきましてN T Tの移転を予定しておったわけですが、移転する必要がなくなったということで未執行となっております。

西辻の件については平成28年度の事業となっております、ちょっと回答できない分でご

ざいます。

以上です。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの岡本委員の質問の中で、シルバー人材センターになぜ頼まないのかという草刈りの件でございますが、こちらにつきましては、道路の形態、また道路の交通量等も加味いたしまして、シルバーで受けられる仕事ということにつきましては、やはり高齢者の安全を配慮するという形がシルバーの基本となっております。その中でのシルバーの受託事業ということでございますが、事務局とも話をさせていただいた中において、やはり交通量の多いところについては受けられないというようなところでもございます。これは、シルバーの基本的な考えの中において、高齢者の安全配慮がまず第一優先であるということで、草刈りにおきましていろいろな場所で草刈り等をやっただいておるということは承知しておるわけでございますが、その辺は現地を確認しながら、受けられる受けられないというご判断をいただいております旨というふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 増井部長から答弁もらいましたが、何も以前がそうやから今もこないせえということじゃないけども、やっぱりシルバーとも協議しながら、ここは受けられへんということは仕方ありませんが、できるというところはシルバーのほうで、高齢者の就労支援ということを第一目的に持ってるわけやから、まず公共から襟を正していく、この姿勢が大事やというふうに思うのと、いわゆる道路橋りょうの賠償のお金32万4,000円ここで執行されてるわけやけど、まず道路には保険かけているはずやから、保険金からおろしていくというのがまず基本やと思うねけども、そういう保険屋との交渉して出ないということになったのか、それとも保険かけているのを知らなかったのか、その辺も、今、人口1人当たり8円で保険金かけているはずや。それは、ほとんどが道路とかそういう事故のための保険ということやから、まずその保険を利用して、それで不足する分を足していく。こういう基本的なことをきちっと守らないと、保険かけながら利用してない。これも市民が知っておる人がおるとしたら、何のための保険やねんということが私は問われるんじゃないかなというふうに思いますんで、まずはそういう事故を認めたら、警察のほうにも行って、相手が本当に警察に事故証明出してるのか出してないのか、そうしないと、ロコミで葛城市へ行ったら何ぼでも金出るので、直に広がる、そうなってきたら何人も葛城市に押し寄せてくる。ちょっと穴ぼこあいた、アルミホイール1つ10万円しまんねん、タイヤ穴あいた、扁平タイヤ1つ5万円しまんねん、何ぼでも来まんがな。その交通整理するのが、部長、課長の仕事や。先輩は皆そないしてやってきた。ほとんどそうやってきたら、補償する該当しない、きちっと警察で事故証明皆もろてくる、きちっと手続したものであってお金を支払う、こういうことをきちっとやっていかないと、ロコミで何ぼでも来るということで、今、執行されてるからしゃあないけども、今後、先に保険を使うということをしてもらいたいというふうに思います。

下村委員長 今の件は答弁よろしいね。ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、お尋ねをいたします。

103ページでございます。5目社会資本道路改良交付金事業、15節工事請負費、この内容については、成果報告書の38ページ、葛城川東道路改良工事の前払金ということで3,698万円となっております。それから、繰越明許費として3,411万8,440円。先日、新聞報道で官製談合ということで、職員の逮捕に至ったと、この工事がその逮捕の内容であるというふうなことを聞いております。その辺の事実関係をまず確認をさせていただきたいと思っております。

それから、105ページでございます。都市計画総務費の13節委託料、都市計画マスタープラン策定業務委託料、繰越明許費になっておりますけれども、745万2,000円。都市計画マスタープランにつきましては、ここにも成果報告書にも書いておりますように、20年後の将来を見据えたプランであると、こういうふうなマスタープランの意義といいますか、そう書いておりますけれども、先ほどの社会資本道路、それからその前の各事業においても、このマスタープランに即した計画どおりの執行をどれだけなさってんのか、ややここにも乗ってないけれども新たに発生した工事を優先してやっただと、こういうふうなところも若干見受けられるというふうに思います。当然、状況判断でいろいろと市長の思いも含めて変更もあるのかなというふうに思います。ただ、いろんな総合計画も含めて、市長の思いとこのマスタープラン総合計画が若干ずれ、時間的な問題も含めたずれなり修正なりあるとすれば、せっかく策定されたマスタープランでございますけれども、これは修正もあり得るのかなと、そういうふうなこともご検討されてんのかなと、その辺のところも含めてご質問させていただきます。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの増田委員のご質問に、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、社会資本の15節工事請負費のほうでございますが、今ご指摘いただきました葛城川東側線等の工事、また今年度計画、成果報告書に載せていただいておりますのは昨年度の繰り越し事業として実施をいたしました分と、脇田梅室線の道路改良工事の繰越明許費分が5,911万6,840円の執行をさせていただいております。平成29年度の3,698万円につきましては、現在工事を施工いたしております葛城川東側線の道路改良工事の前払金のみの執行となっております。

ご指摘いただきました官製談合の件につきまして逮捕者が出たことに関しましては、深くおわびを申し上げたいと思っております。この事業につきましての新聞報道等をされております中で、一部、新聞で各社によってちょっと書き方が違ったり誤った内容が記載されておる部分もございますので、今回の葛城川東側線の昨年発注いたしました内容、またそこに至る審査会等のことにつきまして経緯を報告させていただきます。

葛城川東側線の道路改良工事につきましては、昨年平成29年9月1日に業者選定委員会にて総合評価方式一般競争入札で行う旨の決定をいたしております。その後、9月22日に総

合評価審査委員会を開催いたしました。ここでは、落札者決定基準の確認等を行っております。その後、9月末に県の調整員への事前協議などを行い、学識経験者の意見を聞いた中において、10月3日に総合評価審査委員会を開催いたしまして、落札者決定基準の再確認、最低制限価格の決定等を行いました。そして、10月5日に一般競争入札の公告を行ったわけでございます。その後、各社からいろいろと申請等の受付を行った後、11月7日が技術提案の提出期限となっております。そして、その後、その技術提案をもって、また県への意見聴取等を行い、11月16日に総合評価審査委員会を開催いたしまして、事前協議の結果の内容を審議いたしております。そして、もう一度20日に学識経験者の意見聴取を行い、最終11月22日総合評価審査委員会を開き、技術提案の採否、審査、評価を行っております。そして、12月1日に入札の執行を行い、落札者が決定したというのが、昨年の東側線に対する入札に係る事務的な流れとなっております。そして、その後、工事を施工させていただきながら、また繰り越しをさせていただきまして、本年の11月末の工期竣工に向けて、今、施工をさせていただいておりますというのが、この東側線に係る部分でございます。

新聞におきましては、道の駅周辺整備工事というふうな記載をされておる社もあったわけでございますが、一連の捜査といたしましては、道の駅かつらぎの事件に関する捜査の延長線上で今回の事件が浮上したということで、新聞によりますと、昨年8月から11月ぐらいに情報が流れたというふうな経緯がございますが、現在、そちらにつきましても捜査機関において捜査をされておられますので、現在のところ、うちのほうで把握しておりますのは今説明したような状況ということで、今の時点ではこれ以上のことはわかっておらないのが実情でございます。

都市計画マスタープランのほうにつきましては、昨年度、平成28年から平成29年に繰り越しをさせていただいて、3月末でほぼ昨年の時点では計画書はでき上がっておったわけでございますが、その後の事務的な手続等のこともございまして、予算は繰り越しをさせていただいております。先ほど、増田委員もおっしゃられましたように、現在のこの社会資本の道路工事の部分につきましては、都市マスには反映はされておりません。都市計画マスタープランというのは、もっと大きな部分での目標なり計画を挙げておるわけでございますので、個々の細かい事業につきましては、そのときおりによって実情を鑑みながら、また補助金、交付金等を有利に使えるものがあればということで事業を進めておるところでございます。都市計画マスタープランという、また大きな総合計画に基づいて位置づけられている計画とはまた意味合いも違うわけでございますが、都市計画決定を打った道路と、また県や国等で行われている幹線道路等については記載をしておるわけでございますが、あとはざっくりばらんといい形で、道路整備とか環境整備というようなことで記載をさせていただいておりますので、都市計画マスタープランというところでご理解をしていただければと思います。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 時系列で、この入札の経緯をご説明いただきました。この決算の審議ですので、そういう影響がもしあるとすれば、この審査に大きな影響を及ぼすというふうに考えております。端

的にお答えを願いたいと思います。今回の官製談合による影響が、平成29年度の決算に影響を及ぼしてんのか、及ぼしてないのか、そのお答えをいただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、マスタープランでございます。大きな計画についてはマスタープランに従ってと、この先ほどございました葛城川東道路レベルの工事であれば、補助金の確保さえすれば、計画以外のところでも新設の事業を進めることは可能やと、こういうふうに理解をさせていただいたんですけれども、それでよかったですら、よろしく再度お願いします。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まず、葛城川東側線の件でございます。大変残念、あるいは手続としては申しわけなく思っておりますが、委員からただいま端的にとおっしゃいましたが、実は端的にお答えするのは非常に難しゅうございます。どの時点でどの情報が漏えいしたか、その結果として、受託事業者であります栄和建设に対して、その手続が有利に働いたかどうかについて、これ現在、警察が捜査なさっておられまして、実は私たちも新聞報道で知り得る限り以上のことがわかっておりません。時系列については、先ほど増井都市整備部長が申し上げたとおりでございますが、どの情報がどの時点で、わかっておれば有利に働く時点、あるいはわかっても、これいずれにせよ、その情報を漏えいしたということ自体が犯罪でございますので、そういった意味での事実認定自体は、これは報道なさってるとおりかと思いますが、その事実が結果に影響したかどうかについては、現時点では私たちも知り得ないところでございます。

したがって、申しわけございませんが、端的に丸かバツかとおっしゃられますと、現時点では申しわけありませんが、捜査の結果を待ちたいと、私たち、現時点ではこの点について把握ができておりませんというお答えになります。

以上でございます。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

今ご質問の、都市計画マスタープランのほうにつきましては、大きな計画という形での位置づけでございます。今、こういう交付金事業とかいう形で行っておる道路改良事業とか、そういうものにつきまして、その中に反映させていくのかいかないのかという部分につきましてはいろいろ議論があろうかと思いますが、都市計画上、必要、そこに載せなければならぬ事項でもないというところで判断をさせていただいて掲載をしていないというのが、個々の事業についてはそういう位置づけをとっておるというのが現状でございます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 副市長のほうから、端的には答えられないけどもということでご説明をいただきました。

捜査の状況を見守ってと、こういうご説明でございました。私どもも、この決算特別委員会の一員として、その辺の予算執行が妥当か妥当でないかという判断を迫られる私どもとしても、非常にその説明の中での判断というのは厳しいなというのが私の今の実感でございます。このぐらいにしておきます。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 関連で質問します。今の時点ではわからないという答弁を聞かせてもろうてるわけですが、入のほうの補助金のほうではどのようになるかということも、既に予測した中の対応をされるのは当然やと思います。補助金の中では、補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律いう中に、公正な執行をしなければならないということがうたわれているわけですが。今の新聞発表とか、市長のコメントから見たら、そのことは当然考え得ることじゃないかと思うわけですが、その辺について、できるだけ補助金を返さなくても済むような努力、ないしは何なりの努力をされてるんかどうか。それと、入のほうで補助金が入ってたら、これ変更するんじゃないかと。今の時点では、変更しなければならない時点が起こってくるんじゃないかと。我々、先ほど最後に増田委員もおっしゃったように、現実、市民に不安がいっぱい、不安というより不審を持たれてる中で、やはりこの審査というのは大変市民にも透明性があるように、わかることは明らかにしながら、やはりその辺の責任も議員としてはあるわけですので、その辺についても考えていかねばならないと。執行したお金はそのとおりですよ、このとおりで執行したのはわかりますが、現実このような事件が出てきて、執行どおりにはしてるよというのは、それはなるほどと、信認や。しかしながら、その執行までの間に出てきたようなニュースが出てきてることについて、理事者側もどのように思われるか、ちょっと答弁を伺いたいと思います。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

まず、この事件に絡みまして、どこまで努力してるかというところでございます。現在、事件の発覚後、その前の前副市長の官製談合等も踏まえまして、県のほうからその事件等に該当する事業の執行についての問い合わせがきております。それらにつきましても、昨年度分と今の分があるわけですが、現在、そちらの動きについて県に状況の概要を報告させていただいております。県につきましては今、国と地方整備局のほうと協議をされておられます。そちらの中からまたいろいろな資料提供を求められて、今その対応を順次行っておるというのが現在の状況でございます。

県のほうの担当のほうと、うちの建設課長の電話でのやり取り等の中におきまして、この工事の落札金額におきましては、まず最低制限価格において行われたというところにおきましては、まずA社が取ろうが、B社が取ろうが、最低制限であったと。一番低価格において落札がなされておることにつきましては、適正な入札の執行が行われておることとはご理解をさせていただいておるわけですが、ただ、A社かB社かというところの有利な判定に行つて官製談合がどういう影響を及ぼしてくるのか。これにつきましては、今、県と地方整備局のほうでの協議等が行われております。その中においてどういう国の判断がなされてくるのかというところが、まだ不透明なところでございます。今回の件につきましても、一応概要の説明は提出をさせていただいて、県との話もさせていただいておるところでございます。今後につきましては、捜査の流れ等も見ながら、また判断がされるものと思っておるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

今、増井都市整備部長から答弁を申し上げましたが、まずは確かに増井部長が説明いたしましたように、この総合評価方式、これは一般競争入札の一形態でございまして、結果的には最低制限価格で金額自体は入札されましたので、あとはその技術提案等のプラスアルファの部分の提案力でもって差が生じた。といった意味では、確かに金額は変わらなかったかもしれませんが、一方では、先ほど私申し上げましたように、そもそも手続の中で本来漏らしてはいけない内容を、残念ながらうちの職員は漏らしたということが捜査の中で明らかに事実認定されているということであれば、やはりこの部分については法律違反が入っているということは間違いございません。

ただ、先ほども申しましたように、結果として、どの情報がどのタイミングで漏れたかということによって、結果にそのことが影響を及ぼしたのかどうかということについては、これはまだわかっておりません。

そういったことも踏まえまして、繰り返しになりますが、この起こったことに対する対応でありますとか、その後の市としてとるべき措置につきましても、捜査機関の捜査の結果を待たないと、今現時点では判断材料が少な過ぎるといった状況でございます。交付金につきましても、やはりこれは特定財源として非常に大きな金額になりますので、できるだけこれは返さない方向であればいいなと思うんですが、そこについても、これはもうきちっとまた事実関係を明らかにしながら、県あるいは国とご相談申し上げて、適正な方法で対応させていただくしかないと思っております。

以上でございます。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 副市長おっしゃったように、私もできたら補助金は返さなくてもええようにしてもらおうことが一番大事やと思います。ただ、しかしながら、この基本的な思いは皆さん方も同じやと思いますが、ただそこでもしも法律的にそういうことも起こる可能性があるということなら、この決算を審議するのは大変頭を抱えているのが現状で、当初も申し上げましたように、やはりこの新聞紙上に載って、市民がまたまたというふうな感じで批判を持ってる中で、その部分が入ってるということの中で、どうしても我々議員としてもどのような形をとるべきかと、非常に苦勞してる、心の中では選択が大変難しい状況になつとというのが事実でございます。端的に聞きますが、副市長、補助金は絶対返さんでもええか、返さんなんか、その辺の、法的には言われなくてもわかってますが、その辺どのように努力するかということだけ答えてもらいたいと思います。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 委員の皆様には、大変ご心配をおかけして申しわけなく思っております。ただ、先ほど私申したとおりでございます。気持ちとしては先ほど申しましたとおりでございますが、手続としては、これはもう公明正大、適正にやっていくしかないと考えております。今後の捜

査の状況も踏まえまして、県並びに国とご相談申し上げながら、適正に対処してまいりたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 ちょっと委員長に聞きますねけど、今、事件起きたことは、いろいろな質問されたらよろしいと思いますが。この決算の中で、歳入の話も出ている。今、理事者側から聞いたら、今の問題の事業というのは、平成29年度の繰り越しの事業ですねやろ。この平成29年決算やってる中で、この決算の中に今問題になってる費用が含まれてんのか。それを私は聞きたいわけですわ。決算に含まれているのですか。

(「前払いで3,000何百万円や」の声あり)

岡本委員 前払いが支出されているので、含んでるということ。こんな議論ばかりしてたら、前向いて進まない。それは起きたことは仕方がない。そやけど、前払いはその基準どおりの4割なら4割を払わなあかんもんやんか。私が初めに言うたように、した行為はいかんやろ。そやけど、入札はきちっと設計をして、予定価格は幾ら、最低価格は幾ら、総合評価で入札をした。そのときは、きちっとみんな業者入れてるわけやろう。あとで、どっからわかったんか知らんけどもわかってきた。それは確かに不正というたらそれは不正かもわからんけども、いわゆる執行の仕方としては適正に執行されてるという解釈を理事者側は持っている。起きたことはそれはいかん。そやけど、今言うてる起きたことの話と、いわゆる入札が公平に行われたかどうかという話とは、これは別に議論をしていかないと、いっしょくたにこれ議論したら、わからんようになってしまう。そやから、悪いことは悪い。しかし、入札はきちっとやってますよというんなら、やってるという方向でいかんと。

下村委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後3時17分

再 開 午後3時30分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの件ですけれども、理事者のほうから、できれば答弁というか説明をいただきたいんですけれども。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

手続について今、私たちも、私、それから増井部長、松本課長はこの件については、総合評価の審査、昨年に審査員として行ったといった意味では当事者でございますので、当事者の観点からもう少しわかりやすく状況が許す範囲でご説明を申し上げたいと存じます。

手続については、増井部長が申したとおりで、そもそも9月1日に業者選定委員会でまずは総合評価方式でやろうということを決めました。総合評価というのは、その後の手続は、まずは入札の公告の前に、どういった項目で競っていただくということを市の内部で決めて、その上で県、担当課、学識の意見というのを聞きをして、そのご意見も踏まえて最終決定をする。その次に、実際、公告をして、公告に基づいて技術提案という形で、参加され

る事業者からそれぞれ技術提案を願うと。その技術提案について、採点をして、その採点の結果が妥当であるかどうかということ、もう一度学識に意見を聞くということで、これも県の担当課にご意見を聞いております。その結果を踏まえて最終的な採点を確定いたしましたし、その後、最後に最後金額ということで入札をしていただくと。この技術評価点と、それからその入札の金額をあわせて審査をして最終落札業者を決めると、こういった順番をたどるわけでございます。

私たち、この総合評価の審査委員として採点をする際には、A社、B社、C社、D社、E社ということで、一切業者名がわからない形でA、B、Cの形で審査をしておりますので、実際、私がこちらについては委員長を務めておりましたが、業者名については全く存じ上げませんでした。県のほうにご意見を聞いて、その上で返ってきた内容につきましても、実は今回順番は全く変えておりません。最終的に、入札の金額を入れていただいた際にも、それぞれの会社と同じ金額で、要はその最低制限価格で入れておられます。

そういったことを踏まえたときに、先ほどの休憩前の私の答弁に戻るわけですが、どのタイミングでどのような情報が漏れたかということについてわかりませんと、その内容について内容がその結果に影響を与えたかどうかということについてもわかりませんが、少なくとも一連の審査委員会側が審査をして決定をしたという手続自体は、これは適正に行ったということについては認識をしております。

残念ながら、1つ前にも前副市長が絡む事件が行っていましたが、こちらの官製談合のほうにつきましても、結果の評価で順番を恣意的に変えたんじゃないかという疑いで、今、捜査が進んでいるわけですが、今回の件につきましても、そういった意味合いにおきましては、手続的にはきちっと踏まえたということについては認識をしておりますが、情報が漏れたということについては、警察のほうから発表なさっているとおりだと存じます。なお、これ以降のことについては、やはり捜査の結果を待たないとわからないというのが実情でございます。

最後になります。端的にとご指示をいただきましたが、端的にはお答えできませんが、以上のようなご説明でございます。以上でございます。

下村委員長 捜査の結果が出るまでわからないというような最終的な副市長の答弁ですけども、何か質疑ございますか。ちょっと判断のしようが……。

阿古市長。

阿古市長 今の職員が逮捕されたことについて、まずおわびを申し上げたいと思います。その中で、どういう情報が漏れたかということは、これは警察のほうでこれから調査されます。ただ、この最低制限価格で落札されたその手続等には問題があるのかないのかといいますと、正規の手続でやらせていただいております。その中で、例えばそれがAからB、C、D、その業者がどれをとられた、金額的にはこの金額でございます。その部分については間違いないと、行政サイドでは判断しております。ですから、決算の金額につきましても、その金額で間違いはないということはもう事実でございます。それが、A業者がとられてもC業者がとられても同じ金額でございますので、今回、前払金といいますか、その工事を落札されますと、当

然、工事にかかるに当たっての資材購入等がございますので、その前払金として、本事業自体は繰り越ささせていただいておりますが、前払金としてお支払いしたと、4割のお金をお支払いしたということなので、金額ベースでは間違いのない決算の金額であるという理解の仕方をしております。

以上でございます。

下村委員長 先ほど、松山副市長もそういう説明があったので、委員の皆さんも、それはきちっと頭の中に入っていると思います。

松林委員。

松林委員 総合評価ということで、価格は最低価格、どの企業が選ばれたかわからないということで、業者にとって、今回の官製談合が有利に働いたか働かなかったか、これはわからないということで、結局は、私たちが一番お聞きしたいことは、今回、官製談合によって落札価格が決まって、そして前払金を支払われている、このことがこの決算に反映されているのかいないのか。決算だけの部分については最低価格でどの会社も一緒かわかりませんが、これいろんな評価があると思うんです。このことが反映されているのかされていないのかという、ここをちょっといろんな意味合いから、答弁願いたい。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 金額ベースにおきましては、今の議論は入ってないです。これは、Aになっても、Bになっても、Cになっても、同じ金額の数字でございますので、ですから、業者によってその金額が変わるんですかといったら、それは変わることはございません。

下村委員長 この決算書の中に入ってるということですね。

ほかに何か質問ございませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 先ほども申し上げましたように、市長おっしゃるようにA社であろうとB社であろうと、5社あったら5社どこも最低価格で金額が一緒やと、これはもう理解するわけです。ただ、官製談合防止法違反ということで逮捕されてるということで、補助金についてどのように影響するかと、これは歳入のほうにも関係してくる話ですから、ちょっとその辺は影響が出てくるかどうかについて答えてもらいたいと思います。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 歳入のほうにつきましても、平成29年度につきましては変化ございません。もし変化があるとしたら、それは平成30年度、平成31年度、平成32年度、それは捜査の結果を待った中で、事務手続上どうなのか。それを、その制度の中としてどう判断するのかという議論になります。道の駅の事業につきましても補助金返還等がございましたが、その例えば平成27年度、平成28年度等についての決算額については変化ございません。それ以降について返金という形で、補助金返還という形で、それは例えばそれが警察等の捜査が終わりました後に、事務手続上、補助金制度の中でどう問題があるのかというその議論の中で発生することでございますので、影響するとすれば、それは平成30年度中に影響するのか、それとも平成31年度に影響するのか、平成32年度に影響するのか、道の駅の影響額というのは、実は平成30年度

に影響しておりますし、ですから、その単年度決算として平成29年度の決算に影響するかといえば、歳入の部分についても影響はないという理解の仕方しております。

以上でございます。

下村委員長 今の説明では、この決算には影響はないということです。

西井副委員長。

西井副委員長 現実、すぐさま影響は出てこないと思います。この決算自身で間違いはないというのは、先ほども私も申し上げてるとおりやと思います。ただ、それがこの決算で払うたもんは払うた、もらったもんはもらった、それを審査するのが決算委員会です。だから、その決算委員会自身ではそのような形になるけど、この補助金についての考え方としては、こんだけもろた、そやけど、この現状がわかった状況で、補助金返還がいつか出てきたとしたら、そこでその我々自身としても疑問点が出てくるということをお願いしたいと。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 補助金の返還の議論につきましては、それが確定した後に、その年度について議論をしていただきたいと存じます。道の駅の返還の金額につきましても、その年度の予算額及び決算額のところで議論していただくのと同じ作業であると理解しております。確かに、今回の事象は本当に申しわけない事象です。もういろんな場所でまず謝りを申し上げております。ただ、この手の事象といいますのは、改革改善の最中におきましては必ず出てくる、必ずではないですけども、ある種吹き出すことは私は健全であると感じております。市民の皆様方に、その不安ですとか不審を抱かしたことにしましては深くおわびを申し上げたいと思いますが、市職員とも訓示でも申し上げましたが、懐の中に辞表を持って覚悟で綱紀粛正に努めるように、市民の回復を取り戻すようにという指示をさせていただいたところがございます。総合評価方式という方式はもう葛城市では存在いたしません、もう認めませんが、その改善するまでのまさにその調査検討、改善を進めている真っ最中の中でこういう事象が起こったということは本当に申しわけないし、私自身怒りも感じる次第でございます。二度とこういうこと、そういう事象が起こらないように必ず努めて参りますけども、今回の決算につきましては数字上は問題はない、補助金云々の話にはこの単年度決算ではなく次年度に発生してくる問題で、そのときにまた議会の皆さん方にいろんなご意見をいただける機会があると存じ上げております。

以上でございます。

下村委員長 市長の説明はそういうことでございますけれども、何かそれに対しての意見ございましたら。

松林委員。

松林委員 ただいまの市長のご答弁お聞きしまして、もう一度確認させていただきましても、今回のこの決算にこのたびの事象の結果は反映されてないということの理解でよろしいですか。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 事象につきましては、先ほど申し上げましたように、そういうことはあってはならない事象でございます。ただ、決算金額につきましては、単年度の決算書としては間違いのない数

字であると理解しております。

以上でございます。

下村委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 市長がおっしゃられるのはすごくよくわかります。ただ、歳入のところの補助金の返還については、次年度、その次の年に発生、どうなるかわからんと、そのときにまたご審議をいただくと、こういうことのご説明でございました。もし、3年後に返還というふうな国からのご指示があって返さなあかんとなったときに、そのときの決算において、それを理由に決算審議の中で否決をするというふうなことがあり得るのか。過去に起きた事象の罰金を払うことにおいて、その審議をするときに。これは、過去にそういう悪いことがあって、返還せなあかんようになってんなで終わってしまうのではないか。改めて、3年前、2年前の罪の洗い出しをそのときには、しないのではないか。その辺の疑問が残っています。ただ、返還がないであろうと、先ほど副市長のほうはご答弁を避けておられましたけども、これは恐らく国の補助金返還、要するに入のほうでも影響はないであろうと、この事象によって、決算に対して問題ないだろう、予定どおりに執行されるであろうという予測であれば私は安心をするんですけども、いやこの状態で官製談合による影響というのは、国からのお叱りを2年後に受けるであろうというふうなことが予測されるようであれば、私はちょっと懸念をいたしているところでございます。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 補助金返還云々の議論を、今は正直な話できませんというのが実情です。まだ事象そのものが解明されてない中で、今いただいている補助金は当然いただいているという時点でございます。委員ご指摘のように、例えばそれが3年後に補助金返還がありましたというときの決算については、この決算について、やはりそれは過去の事象ではありますが、やはりその補助金返還等がありますので、その決算を認定するかどうかということにつきましてはその時点で議論をしていただけるものやという認識しております。ですから、仮定のもとに、今現在決まっている金額、支払った金額については数字は確定しておりますので、それについて平成29年度の決算の金額が変わるということはありません。ということでございます。あくまで確定した金額であるという理解をしております。

以上でございます。

下村委員長 ほかに何かご意見ございませんか。よろしいか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 今の市長のお話でもわかりますように、数字的金額的には、この平成29年度の決算は変わらないということですので、これであまり時間とってますと、今でもだいぶおくらせてますんで、数字が今言いましたように金額が変わらないということで、とりあえずはご理解いただいて、この件については以上にさせていただきます。

続いて、土木費の件ですね。ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 101ページ、尺土駅前周辺整備道路事業でございます。私はいつも繰り越しを聞いているわけでございます。繰り越しが1億4,614万4,000円、これ繰り越しされてる。結局、この中で1億1,590万円執行されて、未執行3,000万円残っていると。いつも同じ話をしておりますが、なぜこだけ残るんかということと、この中で1つ教えてもらいたいのが、委託料。この決算では571万5,000円となつとるわけやけど、現計予算300万円しかないわけやけど、それで121万5,000円執行されてる。これ現計で執行されてるわけですか。そうなってくると、この繰り越し450万円繰り越しになつとるわけやけど、計算の仕方によっては事故繰越になるというふうに思いますんで、この辺の説明をお願いいたしたいと思います。それぞれ、その繰り越しの未執行、なぜこういうのが出てきたんかということですね。

それから、102ページの国鉄坊城線、これも515万3,200円、これ繰り越しされて執行ゼロというふうになっておりますので、この辺の考え方についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、社会資本のこの中で、これも6,613万8,000円執行されて5,900万円、いわゆる770万円ほど未執行になっておる。どの事業も繰り越しされて、毎年同じことを聞いとるわけやけど、なぜこだけの未執行が出てくるのかお尋ねしたい。

それと、社会資本のこの中で、これも同じく委託料、これも現計予算200万円、ところが決算では508万4,000円になってる。これがいわゆる未執行で全部不用に落ちてるということになってきたら、この差、300万円ほどの差はここへ繰り越しの処置をして執行してないと、こういう予算の組み方になつとるのではないかなというふうに私は思いますので、もうこの事業をやってきたら繰り越しばかりしているので、どの事業がどうなっているのか、なかなか整理がされてないん違うかなというふうに思っております。

それぞれ、今、平成29年度で執行された本予算、あるいは繰越予算で、歳入を今ずっと見ますと、執行金額に対する補助額で歳入は皆入っておると、ここに歳入があるということとは、お金が葛城市に入っておるということで、私は理解をいたしておるわけでございます。

とりあえず、3点言いましたけども、それぞれに答えていただいて、このあと役務費についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

下村委員長 質疑等はとめませんけれども、かなり時間がおくれてきてますので、本日5時までやっただとしても予定どおりにはなかなかいきませんので、まずなるべく簡単明瞭にお願いします。

(「答えてもらったらいい」の声あり)

下村委員長 これは答えてもらいますけども、委員の皆さんそれだけ頭の中に入れていただいて、明日の時間どおり終了するように協力していただきたいと、これだけお願いします。

答弁、松本課長。

松本建設課長 建設課、松本でございます。よろしく申し上げます。

まず、尺土駅前周辺整備事業の委託料でございます。これは、現年度予算で執行させていただいております。121万5,000円の執行がありまして、残りを次年度に繰り越しさせていただいているというところでございます。内容といたしましては、2件の方の再算定業務を予定しておったわけですが、ちょっとその辺が執行できてないというところで繰り越しをさ

せていただいております。

工事費につきましては、材料の関係で年度内に完了が見込めず途中で切らせてもらい、残りの分を平成30年度に繰り越しさせていただいております。

用地と補償につきましては、繰り越しをさせていただいた分に関しましては執行しております。そして、平成29年度、現年の分に関しましては、努力をする中で補償契約に至っていないところで繰り越しをさせていただいております。

下村委員長 明確な答弁をお願いしたいというところなんです。

松本建設課長 すいません。次に国鉄坊城線の工事請負費、地元と交渉させていただいている中で、地権者とか地元のほうからの要望に対するものとして繰り越しをさせていただいた分で、これが必要がなかったということで未執行になっております。

社会資本の委託でございますが、繰り越しの分の未執行につきましては、葛城川東側線のほうで設計の変更を考えたわけなんです、職員のほうで対応できたということで未執行になつとるものでございます。

そして、現年度分の委託料については、寺口のほうの鈴原・二塚線のほうで測量設計を予定しておいたわけなんですけれども、事業の見直しによりまして未執行となっております。

以上です。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 なかなか難しい答弁でした。私は毎年同じことを質問しています。だから、いつも言うてるように、繰り越しについては一つ一つ補助事業の路線ごとに、きちっと事業費、補助金、単費入れて、きちっと整理をしないと、今言われたように、本当に繰り越しがここへ予算張りつけたとおりに使うてるか使ってるか、なかなか課長の頭の中に入ってるようにない。だから、今、何ぼ求めたかて明確な答えはでけへんと思う。もう時間がないので、もう根性悪ばっかり言うとなったらあかんから、もうそれでよく理解できました。私、後で計算します。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 成果報告書の36ページ、道路新設改良費の市道新設改良事業の委託料の中の染野當麻寺線道路改良工事に伴う家屋調査業務委託、この事業内容が家屋調査一式で266万円となっておりますが、これはどこのことかだけ教えていただけますか。

下村委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。よろしく申し上げます。

當麻寺北門の公民館の、その前の水路工事をさせてもらった分なんですけど、その水路というのが民家に非常に接近しておりまして、その部分を掘削するに当たって事前にその家屋を調査させていただいたというものでございます。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 先ほどから言ってますように、事業課の中で、土地の鑑定と役務費のところ質問しまし

たが、なかなか明確な答えがない。私、この前、情報公開請求させてもらい、会計管理者のほうから資料をいただきました。いわゆる道の駅の鑑定、入札されたんか随契されたんか資料がないのでわかりません。しかし、いわゆる平成25年度事業、この中で調べていくと請求書を2つに分けて100万円以下に落としてある。1つは93万300円、もちろん税込みやけど。もう一つは12万6,000円、なぜこういうことになんねんと。支出負担行為の日、同じ3月29日で、支出負担行為起こしている。鑑定を役務費で支出しているが契約書も請書も何もない。書類があるのか知りませんが、出てきません。しかし、都市計画の公園事業、ここには起案文書も請書も皆ついてある。今ここに会計管理者いてるから聞きますが、こういう2つに割って処理された伝票、これ会計管理者支払いできますか。こうなってきたら、言葉悪いけど、組織ぐるみと言われたかてしゃあないん違うかなと。したらいかん行為、100万円超えたら副市長の決裁が必要となる。100万円までは部長決裁、こんなこと出てきたら何ぼでも出てくるん違うんかいな。この決算特別委員会において用地購入費が計上されていても鑑定の役務費で出てこない。事業をやっていく中で、用地買収をする、用地の単価をどうして決めているのか。完全な不正ですよ。この不正をした用地買収費に対してお金払うてはる。会計課とは何やねん。きちっと書類を整うてお金を払うというのが会計課や。やっぱり真面目に仕事してる人間から見たら、本当に腹立たしいと思いますよ。これした人が何も処分されない。たまたま1人が処分されるような刑事事件になった。しかしここに携わった人間に何も処分されていない、そやから、次から次こういう不正が出てくる。これが今の葛城市の体質や。そやから、本当にこの葛城市をよくしていこうと思うたら、司法に委ねるのはわかるけども、この実態をもっと調べて、司法は司法、中は中、これせんと、本当に理事者もきちっと受けとめてもらいたい。だから、まず会計管理者として、今言うてるこれで支払いが正しいんかどうかいいうことを、門口会計管理者のときとは違うけども、今これが起きたとしたら、今この書類が回ってきたとしたら、お金が払えるか払えないか、とりあえず答弁していただきたいと思います。

下村委員長 門口会計管理者。

門口会計管理者 今のご質問でございます。この事業でございますが、役務のほうで、不動産に対するその土地の鑑定手数料、その分が2つの伝票に分かれて支払いがなされていたという部分でございます。同じ鑑定された業者というのは1つの業者でございます。2つに分かれてるということに対しまして、決裁区分の関係で2つに分割されたのではないかと、そういう疑いの部分もありますが、私、平成30年4月1日から会計管理者としてつかせていただいております。このような形での不正というのか、そういう仕方、そういうふうな手法でされるようなことがないように十分注意して、皆さんの期待に応えられるように考えておりますので、きちっと見させていただきますので、誓わせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 門口会計管理者を責めているのではありません。例えば、おたくは今、会計管理者やん。

そやから、今この書類が出てきたら、会計管理者として支払いできるんかと聞いているわけや。

(「その年度を言うてください」の声あり)

岡本委員 平成25年であろうが平成30年であろうが、やり方一緒です。私が担当してないから知りませんではなしに、自分がそのときに担当していたら支払いできるんかと聞いているわけやんか。でけへんならでけへんとはっきり言うてくれはったらよろしい。

下村委員長 門口会計管理者。

門口会計管理者 金額を2つに割っての支払いという、そういう部分で、私のチェックも、もちろん課員のチェックも入ります。もし、そのような支払いがあれば私のほうで止めさせていただきたいと思います。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、会計管理者のほうから支払わないという答弁はされませんでした。止めますということは、されないということやんな。それに、この当時は支払われた。そやから、結局私の言いたいのは、済んだことどうのこうのやなしに、こういうことが現実にある、年度は終わっている、しかし書類の保存は残ったあるわけやから、やっぱり飯島部長にもお願ひしたいけど、いろんな調査をしてもらうけど、まず足元、これをしっかり洗うていただきたい。まだまだ出てくるやろう。道の駅調査特別委員会、協議会ばっかしや。そこへもなかなか資料が出てこない。いちいち情報公開しないと出てこない。そらそうやと思う。職員は議員に対して何でいちいち提出しなければならないのかということになる。それやったら、議員は毎日でも情報公開するとなったら職員も仕事できなくなる。岡本は無茶苦茶しよとなる。そやけど仕事はもっと自信持ってやってもらいたい。そうしよう思うたら、どうすんねん。今、この雰囲気、この雰囲気を完全に変えんと、何ぼでもこんなことが出てくる。私は、たまたまこの役務費がおかしいからいうてこれ情報公開出したけど、こんなん出てくるとは思うてなかった。びっくりしています。これが今まで全部通ってきた。さっき言ったように、組織ぐるみと言われても仕方がない。ほんで今、会計管理者がおっしゃったように、今後、きょうからこういうことは一切支払いしませんということやから、きちっと肝に銘じて、部課長も100万円超えたら超えたとように決裁とる、分割して発注しないという形を守ってもらいたいというふうに思います。

下村委員長 ちょっと時間が本当にございませんで、次のほうに進めたいと思うんですけども、6款土木費、まだ質疑ございますか。

岡本委員。

岡本委員 次に、103ページ、7目の地域活性化事業、返還金について、いわゆる1億6,457万、この中で、建物補償1億4,100万円、この契約プラス2,500万円変更契約してある。これも、一般会計で予算の架空契約、その契約に変更してお金を支払っている。実際の契約は開発公社や。完全な不正です。あと、1億について、なぜその1億の返還をするようになったのかいうことを、全体の8億余りの事業から補助金に対してもう一度説明をお願ひしたいと思います。できるだけ詳細に、例えば基幹事業27%確保してますよ、そういうことも含めて、全体事業費で何平方メートルが基幹ですよ、何平方メートルが提案ですよということをもう一度聞か

せてもらって、最終的にこの1億6,457万円、とりあえず立替えて税金で返還していった。そやけども、理事者として誰が弁償するのか、市民が弁償するんか、議会が弁償するんか、その辺も答えられるんやったら答えていただきたい。このまま何もなしで、「はい、お金国に返しました」、市民黙ってませんよ。その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

まず、地域活性化事業の社会資本整備総合交付金の返還分につきまして、まずご説明を申し上げます。補正予算のときにもご説明を申したわけでございますが、まずこの部分につきましては、道路局と都市局の2つの部分がございます。予算的には1億6,400万円ほどの補正をしていただいたわけでございますが、そのうち道路局に係る部分につきましては、ひらぎの建物移転補償に係る補助金、交付金の分といたしまして6,456万9,780円の返還を行ったわけでございます。これは、先ほど申されました1億4,000何ぼの契約に対しての補助対象事業費が1億1,739万9,600円、これの55%分として6,456万9,780円、これが道路局分としての返還分でございます。

それから、都市再生整備計画における都市局の分の返還分でございますが、こちらにつきましては、施設の目的外利用というものが検査の結果判明いたしましたので、それに対しましては、この当時、平成27年分の補助分といたしまして、100%の補助を先もらいという形でいただいたわけでございます。それで、9,564万130円ということで確定いたしまして、その部分を返還させていただきまして、トータル1億6,020万9,910円の返還ということで、3月30日に返還をさせていただいたところでございます。

道路局につきましては、先ほど申しました移転補償に係る部分についての内容でございますが、都市局の分につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、最終的に基幹事業の部分で、いろいろと地域振興棟の中における目的外使用ということでご指摘を受けたところでございます。まず、1階の特産品直売所におきましては、通路の部分が物販等の利用、またカウンターの後のサッカー台ということで利用をしておるといことで、通路としての使用がなされておらないというところで補助対象外となりました。また、喫茶コーナーにおけるところにおきましても、本来、地域交流センターというような形での対象となっておったわけでございますが、そちらにつきましても、休憩室等との隔離がなされておらないというところで、そちらにつきましても補助金の対象外となります。また、1階ではATMを置いている部分、JAのATMが置かれておるわけでございますが、これにつきましても補助対象外というところに相成ったわけでございます。2階部分につきましては、多目的室Cというところで、本来利用の当初の計画になっておったわけでございますが、こちらにつきましては、道の駅の事務所として使用をいたしておりますので、補助対象外と。またその横にございます配膳室につきましても、おおむね事務所の者が使っておるといところで対象外となったわけでございます。それ以外につきましては、一応現在まちおこしセンター、地域交流センター等との利用に改めるといところで、一応その部分については補助対象のまましていただいたところでございます。また、屋外につきましては、

施設前にございます身体障がい者用の駐車場に屋根を設置しておく。これは過大な投資というような形で、思いやりのある駐車場ということで、こちらは補助対象にならないということで、そちらについても補助対象外としての精算の形となったというところでございます。あと、当初計画をいたしておりました道標整備、こちらにつきましては、商工観光のほうで行った県の類似事業との兼ね合いがありましたので、こちらの計画を中止いたしまして、その部分の事業費の精算、またそれ以外にもいろいろとご指摘を受けたわけでございます。実際に、最終的には基幹部分の面積が761.53平方メートル、提案部分の面積が1,172.04平方メートル、共有部分が422.86平方メートル、対象外といたしまして、517.37平方メートルということになりまして、全体面積は2,873.80平方メートルということで、地域振興棟の建物の面積というところで精算というところになったわけでございます。こちらにつきましては、28%ルールというところで、岡本委員、ご存じのとおりと思うんですけども、こちらにつきましては、まだ本年度の最終の精算というところになっております。平成27年度補助に対するこれらの精算分といたしまして、9,564万130円がこの部分に対する返還分ということで、一応県ともいろいろと協議をさせていただいたところではございますが、こちらが返還額の最終、平成29年度においての返還の確定ということで返還をさせていただいたところでございます。まだこの全体的な事業費総括の精算というのは、本来、今年の夏、今時分に県の検査がある予定ではございましたが、諸般の事情等により、まだ県から検査日等が報告、発表されておられません。その中において、今後どのような最終的な事業の精算になってくるかというところも、まだ見通しが立たないわけでございます。一応、平成29年度決算における返還金のご説明とさせていただきます。

以上でございます。

下村委員長 門口会計管理者。

門口会計管理者 その当時の会計管理者もおられるわけでございますが、今現在、私、会計管理者としまして、そのような支払い関係等、以前実際間違った支払いをしたという、そういう経緯があります。その分に対しまして、注意深く、今現在、支払い関係、間違いないかどうか正しく執行できているかどうか、きちんとした書類関係等も精査しながら、会計としてのそういう実務をさせていただく思いですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

下村委員長 よろしいですか、それで。

簡単明瞭をお願いします。岡本委員。

岡本委員 今、増井部長に丁寧に説明してもらって、とりあえず都市再生、これ5カ年の関係やから、補助金が余計に来たり、いろんな形でなかなか精算難しい。これもようわかる。そやから、とりあえず平成27年分として受けた部分は全部返還しなさいよと、仮の返還やというふうに思います。それと、今いろいろと通路部分が直売所に使っているとか、物産販売に使っている、いわゆる喫茶コーナーに使っている、いろいろと説明してもらいました。今現在、この指摘を受けて返還したわけやから、今現在はきちっと目的どおりに使われているのか。それとも今も同じように使われているのかということをまず1点お聞きしたいのと、今、面積聞い

て、全体面積が2,873.8平方メートルとトータルで答弁もらいましたが、この面積に対する基幹のパーセンテージは何ぼになんねんいうことを教えてもらいたと思います。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 ただいまの岡本委員のご質問でございます。まず、補助対象外となった部分については、今そのまま現在も従前の形で利用をしていただいております。県の説明でもございましたが、要は補助対象外となったということで、従来 of 形に戻さなくても、従来に戻すということになれば補助対象になるわけでございますので、従来 of 形に戻せないというところで、結局は補助対象外というところの扱いになったということでご理解をしていただきたいと。ですから、現在も今のオープン当初からの形でご利用はしていただいております。

先ほど面積申し上げましたとおり、基幹の面積は全体面積に対して26.5%の、面積率でいけば26.5%の面積率となっております。先ほどから申し上げておりますように、提案、基幹の28%ルールというのは、全体事業費に対する基幹、提案のルールでございますので、全体事業費が確定した後において、基幹部分、また提案部分の事業費案分等も行っていかなければならない。こちらについてはまだ県の最終的なヒアリングもありますし、また資料等も出せということになろうかと思えます。今後、そこらも踏まえて事務的に進めてまいりたいと。以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今言われた基幹型の考え方、最初に言っているように、全体というから、間違いができたと思うんで、やっぱり建物だけをとらえてやっていかないと、全体事業費で考えたので勘狂うたと思うのと、今指摘したように、こういう指摘を受けて一応この補助金を返してるわけや。返したからそのまま使えると言われたら、使うてる人、道の駅かつらぎからそんだけの分弁償してもらわなあかんの違いますか。きちっと使っていたら1億返さなくてよかった。そやろう。今も戻してない。補助金返したらそのまま使っても問題ないと言われるのなら、使うてはるところから金をもらわなあかんの違いまんのかな。私はそう思いますね。そうしないと、当初計画したとおりに使っていたら補助金は返還しなくて済んだ。それが、今、使い勝手によって、通路であった部分が通路でなくなった。それを今でも同じように使われているのなら、少なくとも、その分の金は負担してもらおうのが私は当然ではないかなと思えます。その辺、部長、答えられますか。

それと、先ほど言うた、誰が弁償するねんいうこと、もし副市長答えられるのであれば教えてください。

下村委員長 松山副市長、どうぞ。

松山副市長 最終的には市長ともご相談しながら、これは損害を与えたということで、損害の責任者に対して損害賠償請求も検討していきたいと存じます。

それから、道の駅の販売施設につきましては、もともと解釈の違いでもって、販売施設であれば、収益を上げるのであれば、そもそも補助金、交付金は全て返した上で、せいぜいしっかりもうけてくださいというふうな国のほうからもご指摘を受けている中で、これは当時としては最小限の返還額で済ませるようというところで最大限の工夫をしてまいったもので

ございます。一番最初の出だしの時点での計画について、甘い見込みがあったということについては否定できないと存じますが、昨年度の段階でそういったやりとりの中で今の形になっておりますので、道の駅の運営会社からは利益の配分はいただかないと、それによって地域振興棟としての利用を認めていただいて、最小限の補助金の交付金の返還を認めていただいて現状に至っております。詳細につきましては、また別の場所で担当課からご説明を十分させていただきたいと思っておりますので、以上でございます。

岡本委員 ちょっと委員長、こんな答弁されたらちょっと言わなあかんわ。ちょっと1回だけ。

下村委員長 短時間でお願いしますね。岡本委員。

岡本委員 副市長言われたことはよくわかってます。そんなん、道の駅で利益が出るというのは初めからわかっていた話です。それを強行して、事業を進めて行った。私らも同じように事業を進めたと勘違いされたらあかんので、ちょっと返答させてもらいました。

我々は初めからわかってましたよ。今おっしゃるように。それは、建物建てて利益産むんなら補助対象にならへんということは初めからわかった話や。それがどんどんどん進んで行ったというのが現実やということも、副市長は理解してくれてはと思うけども、一言だけ私は言うときます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 少し関連でお尋ねをします。この返還金1億6,000万円、ちょっと私お聞きをしたい、不明であればそれで結構なんですけども、こういう先ほど増井部長が説明いただきました数々の間違った利用の仕方を、誰がどのような形で指示をしたのか、これ非常に問題やと思うんです。知らなかったのか、あえてそういう指示をしたのか。基本的な補助事業をするに当たって、ここはどうしなければならないというのは、十分県や国とご協議の上で運用されたというふうに私判断するんですけども、間違った指示があつてこういう利用の仕方をしたというふうにしか解釈でけへんのかなと、知らなかったで済まされないような問題、代償としてこういう1億6,000万円の返還になったんですから。

それと、先ほど市長のほうからもご答弁ございました別の事業で、社会資本のところでありました。これは過去の話ですね。これも平成27年度の事業の返還が平成29年度に発生したと。これいかんによっては、十分今回の決算審議に当たっての正しくないやり方、問題であれば、この決算ちょっといかなもんかという判断もせざるを得ん事象やと思うんです。その辺のところも含めて、ちょっと私、ここ慎重になりたいなと思ってるんで、その辺の詳細な指示命令系統がどのようになってたんかということをお聞きいたします。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

先ほど、返還の経緯等にはご説明を申したわけでございます。当初からどうやったんかという中において、誰がどういう形でそれがなされていったのかということにつきましては、当初の整備計画から第1回の変更が平成26年にこの整備計画の変更の書類が提出されております。ただ、その平成26年3月時点で提出をした中において、この整備計画に基づいた設計

施工、また株式会社道の駅かつらぎ様は平成28年に設立をされておられますが、その辺のそれぞれの担当部署と実際に運営を行う指定管理者である道の駅の会社のほうとのやり取りが、部署が違う中においてどのような形で伝わっていったのか。またこの補助の申請を出した計画に基づく利用の仕方というものがどこまで認識されておったのか、この辺につきましては、今現にここにおる者についてはわかりませんので、当時どういう形でどうあったのか、また会社のほうは自分らの思いのように使えるという思いを持っておられたという部分もあるのか、ここらについては先般私のほうも会社のほうと、この補助金返還のあとの経緯とこれからの利用等につきまして道の駅とも話をしたわけですが、まだ全体的な事業の県の完了検査が終わってないから、今の時点でのきちっとした利用はしてくださいよということではお願いを申し上げました。ただ、当時どうやったんかということにつきましても、誰がどこでどういう話をしておったとか、これは不確定な部分でもございます。ですから、誰が悪い、彼が悪いというところでもなかったのか、全てのところにおいて連携が不足しておったのか、その事業の趣旨的な内容がきちっと伝わっておったのかということにつきましては、現時点で私には確認ができないというところでございます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 このことに関しては、今わからないということであれば、今後、十分な調査の必要があるのかなというふうに思いますんで、市長のほうもよろしく調査をしていただきたいと思いません。よろしく願います。

下村委員長 この件についての詳細については、道の駅調査特別委員会でまた審査していただきたいと思しますので、よろしく願います。

6款土木費でほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、6款の土木費を終結いたします。

次に、予定時間をちょっと過ぎたんですけども、5時までいきたいと思しますので、次に7款消防費から歳出の最後12款予備費までの説明を求めます。

門口会計管理者。

門口会計管理者 それでは、7款から12款までの説明をさせていただきます。決算書の108ページをらんいただきたいと思します。

7款消防費につきましては、全体といたしまして5億5,195万1,469円の支出でございます。1項1目広域消防費につきましては、19節負担金補助及び交付金5億551万5,000円でございます。

2目非常備消防費につきましては3,130万398円でございます。主なものといたしましては、8節報償費220万9,910円、11節需用費422万3,617円でございます。

3目消防施設費につきましては597万2,256円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、13節委託料295万5,690円、19節負担金補助及び交付金281万6,300円でございます。

4目災害対策費につきましては916万3,815円でございます。主なものといたしましては、13節委託料417万8,400円でございます。また、19節負担金補助及び交付金364万848円でございます。

続きまして、8款教育費に移らせていただきます。8款教育費につきましては、全体といたしまして18億4,445万5,707円の支出でございます。また、4,432万2,000円を繰り越します。1項1目教育委員会費につきましては1,481万1,246円でございます。

2目事務局費につきましては3億6,526万1,955円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、13節委託料2,371万8,580円でございます。19節負担金補助及び交付金1,384万9,978円、また28節繰出金1億7,540万円でございます。

2項1目学校教育管理費につきましては、4億9,023万6,039円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、11節需用費2,772万6,573円、13節委託料3,687万918円、15節工事請負費3億5,414万208円でございます。

2目教育振興費につきましては3,477万8,066円でございます。主なものといたしましては、11節需用費493万6,664円。めくっていただきまして、18節備品購入費447万569円、20節扶助費1,756万3,521円でございます。

3項1目学校管理費につきましては6,055万3,224円でございます。主なものといたしましては、11節需用費1,936万59円、また13節委託料577万732円でございます。

2目教育振興費につきましては2,942万8,139円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、20節扶助費1,623万1,099円でございます。

4項1目幼稚園管理費につきましては2億7,611万3,152円でございます。また、4,432万2,000円を繰り越します。主なものといたしましては、7節賃金2,981万6,779円、11節需用費720万8,372円、14節使用料及び賃借料558万8,156円、めくっていただきまして、19節負担金補助及び交付金2,537万9,954円でございます。

2目教育振興費につきましては289万5,326円でございます。

5項1目社会教育総務費につきましては5,057万7,760円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金2,147万5,911円でございます。

めくっていただきまして、2目人権教育推進費につきましては308万8,000円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金302万3,000円でございます。

3目文化財保護費につきましては1,876万7,471円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金1,250万5,000円でございます。

4目公民館費につきましては1億1,513万2,381円でございます。主なものといたしましては、11節需用費5,189万9,734円、13節委託料1,395万2,740円、めくっていただきまして、19節負担金補助及び交付金1,093万400円でございます。

5目コミュニティセンター管理運営費につきましては799万3,480円でございます。主なものといたしましては、1節報酬261万7,550円、7節賃金231万4,437円でございます。

6目文化会館費につきましては1億6,062万3,252円でございます。主なものといたしましては、11節需用費2,639万2,715円、めくっていただきまして、13節委託料4,267万6,698円、

14節使用料及び賃借料2,946万376円でございます。

7目図書館費につきましては5,542万948円でございます。主なものといたしましては、7節貸金819万1,200円、11節需用費609万4,372円、めくっていただきまして、18節備品購入費881万6,433円でございます。

8目歴史博物館費につきましては4,450万6,954円でございます。主なものといたしましては、11節需用費828万5,291円、13節委託料738万6,954円でございます。

めくっていただきまして、6項1目保健体育総務費につきましては1,762万4,640円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金1,495万6,664円でございます。

2目体育施設費につきましては1億997万3,674円でございます。主なものといたしましては、11節需用費1,935万1,594円、13節委託料1,651万3,556円、めくっていただきまして、22節補償補てん及び賠償金2,916万円でございます。

9款災害復旧費につきましては、全体といたしましては、5,261万5,646円の支出でございます。また、繰越明許費としまして1億4,987万4,360円を繰り越しいたします。

1項1目治山施設災害復旧費につきましては86万4,000円でございます。

2目農業災害復旧費につきましては2,206万9,143円でございます。

2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては1,812万4,143円でございます。

2目公園災害復旧費につきましては476万9,280円でございます。

3目その他災害復旧費につきましては162万円でございます。

めくっていただきまして、3項1目火葬場災害復旧費につきましては20万円でございます。

4項1目文化財災害復旧費につきましては496万9,080円でございます。

10款公債費につきましては12億9,775万6,191円でございます。

1項1目元金につきましては11億9,033万5,276円でございます。

2目利子につきましては1億722万1,115円でございます。

3目公債諸費につきましては19万9,800円でございます。

続きまして、11款諸支出金のほうに移ります。につきましては、全体といたしまして3,066万8,880円の支出でございます。

1項1目財政調整基金費につきましては193万654円でございます。

2目減債基金費につきましては130円でございます。

3目公共施設整備基金費につきましては50円でございます。

4目社会福祉振興基金費につきましては3万9,341円でございます。

5目緑花基金費につきましては13万9,043円でございます。

6目公営住宅基金費につきましては3万6,405円でございます。

7目教育基金費につきましては10万6,198円でございます。

8目体力づくりセンター整備基金費につきましては2,468万5,139円でございます。

9目ふるさと創生基金費につきましては152万1,587円でございます。

めくっていただきまして、10目国営十津川・紀の川2期事業費償還基金費につきましては

42万401円でございます。

11目地域振興基金費につきましては178万9,923円でございます。

2項1目雑支出金につきましては支出はございません。

12款1項1目予備費につきましては支出はございません。

歳出合計といたしまして、予算現額171億3,018万544円でございます。支出済額147億8,040万1,651円でございます。また、継続費通次繰越6億6,819万875円、繰越明許費10億9,160万7,120円を繰り越します。また、不用額といたしまして6億6,198万898円でございます。

以上で、7款から12款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

下村委員長 どうもご苦労さんでございます。

本日は、これにて委員会を終了いたします。

なお、明日19日、午前9時30分より委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。明日は、今、門口会計管理者が説明ありました7款消防費から12款予備費までの質疑から始めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

延 会 午後4時48分